

令和6年（2024年）12月9日（月曜日）

第4号

令和6年第4回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第4号

令和6年(2024年)12月9日(月曜日)

## 出席委員

## 委員長

内田 尊之 君

## 副委員長

川 澄 宗之介 君

清水 敬弘 君

板谷 よしひさ 君

伊東 尚悟 君

戸田 安彦 君

藤井 辰吉 君

海野 真樹 君

滝口 直人 君

中川 浩利 君

畠山 みのり 君

赤根 広介 君

中司 哲雄 君

財政局長 藤原 啓裕 君

危機対策局長 清水 章弘 君

原子力安全対策  
担当局長 平田 健男 君

総務課長 大西 章文 君

大学法人担当課長 窪田 善則 君

改革推進課長 林下 千栄 君

企画調整担当課長 福山 琢也 君

情報政策課長 守山 英男 君

情報基盤担当課長 長田 尚人 君

財産課長 奈良 華織 君

財産企画担当課長 工藤 一祥 君

人事課長 古田 生介 君

職員活躍担当課長  
兼人事局参事 阿部 真理 君

財政課長 神長 賢人 君

税務課長 赤坂 誠司 君

危機対策課長 山崎 正人 君

防災教育担当課長 高橋 智哉 君

原子力安全対策課長 片岡 英善 君

環境安全担当課長 松永 和敬 君

## 出席説明員

総務部職員監 飯田 滋 君

総務部危機管理監 木村 敏康 君

総務部  
イノベーション推進監 天野 紀幸 君総務部次長  
兼行政局長 吉川 政英 君イノベーション  
推進局長 高見 里佳 君

財産担当局長 渡辺 厚義 君

人事局長 北山 雄彦 君

## 議会事務局職員出席者

議事課主幹 三上 健治 君

議事課主査 水口 まち子 君

同 相田 恵 君

同 斉藤 晃俊 君

同 福士 元啓 君

同 中川 典彦 君

同 大西 健 君

同 井端 卓 君

○内田尊之委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔水口主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、村田憲俊議員の委員辞任を許可し、中司哲雄議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

戸 田 安 彦 委員

清 水 敬 弘 委員

であります。

○内田尊之委員長 それでは、議案第1号、第21号、第32号、第33号、第36号及び報告第1号を一括議題といたします。

1. 総務部所管審査

○内田尊之委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

滝口直人君。

○滝口直人委員 通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、北海道税条例案についてであります。

このたび提案のあった北海道宿泊税条例案に関し、以下、数点伺います。

まず、特別徴収義務者についてであります。

北海道宿泊税条例の案によれば、特別徴収義務者は、道内に所在する旅館業法の許可を受けて営む旅館などとなっておりますが、対象施設数はどの程度になると想定されるのか、伺います。

また、特別徴収義務者は、1人1泊当たりの税率で徴収する義務がありますが、どのような方法で宿泊者やその宿泊数を把握することとなるのか、伺います。

○内田尊之委員長 税務課長赤坂誠司君。

○赤坂税務課長 特別徴収義務者となる対象施設数などについてであります。特別徴収の対象となる宿泊施設は、旅館業法の許可を受けている旅館、ホテル、簡易宿泊所が、令和5年度末現在で約5900施設、住宅宿泊事業法のいわゆる民泊の届出を行っている事業者などが令和6年11月時点で約2700施設となっており、現時点では、合計で約8600施設が見込まれるところでございます。

また、宿泊税は、宿泊者が支払った税を特別徴収義務者が集計した上で申告、納入する制度でありまして、宿泊者や宿泊者数は、それぞれの事業者の管理の状況によりますが、当該申告の基

礎となる旅館業法で義務づけられている宿泊者名簿や、条例で義務づけている宿泊者数などを記載した帳簿により把握していただくことが考えられます。

○滝口直人委員 次に、税率等についてであります。

税率は、1人1泊の宿泊料に応じて、100円、200円、500円の3段階となっています。どの税率区分が適用となるかは、特別徴収義務者が判断して税を徴収することになると聞いていますが、その税率適用の適正性、妥当性をどのように担保する考えなのか、伺います。

○赤坂税務課長 宿泊料金に応じた税率についてであります。条例案では、特別徴収義務者は、宿泊料金や宿泊者数、宿泊税額などを記載した帳簿や売上傳票などの書類を保存しなければならないこととし、これに違反した事業者に対しては罰則を科すなど、当該帳簿等に基づく適正な申告を求めることとしたところであります。

道としましては、適正な税収の確保や税負担の公平性を図るため、必要に応じて、特別徴収義務者に対しまして、帳簿や保存書類に基づき申告内容を確認する調査を行うこととしており、こうした取組により税制度の適切な運用に努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、宿泊料と食事代が区別されない料金体系の対応について伺います。

伝統的な旅館などでは、宿泊料と食事代、その他のサービス料金等を一体のものとして料金設定している場合が少なくありません。こうしたビジネスモデルを採用している宿泊事業者の方々からは、分離することが非常に大きな業務負担となる、ビジネスモデルが成り立たない、実施困難といった切実な声が寄せられています。

このような料金体系を採用する事業者の方々が大きな負担なく円滑に徴税し、納付できるよう工夫する必要がありますが、道は、こうした場合、どのようにして適用税率の適正性や妥当性を確認するのか、伺います。

○赤坂税務課長 宿泊料金と食事代金の区分などについてであります。宿泊税の税額算定に当たりましては、食事代金など宿泊とは異なるサービスの提供に関する料金を除く必要がありますが、基本的には、道が示す一定の算定ルールに基づき、各宿泊事業者において、それぞれの料金設定の実態を踏まえ、決定するものと考えております。

具体的には、先行他自治体の運用実態や事業者の方々の方々の事務負担も考慮し、料金の内訳が明確な場合については、事業者が設定した料金内訳に基づき食事料金相当額を算出し、料金の内訳が不明確な場合については、支払い額の一定割合を食事料金相当額として算出するといった取扱いをあらかじめ定めることとしており、先行自治体の取扱い例なども参考にしながら、適正な税率の適用と円滑な賦課徴収事務を行ってまいります。

○滝口直人委員 ただいま、宿泊料と飲食代が区別されない料金体系の対応については、料金内訳が明確な場合は、事業者が設定した料金内訳に基づき食事料金相当額を算出し、内訳が不明確な場合には、支払い額の一定割合を食事料金相当額として算出する取扱いをあらかじめ定めると御答弁がありました。それを定めるに当たっては、特別徴収義務者に指定される旅館などの方々からの声をしっかりと把握し、その声を反映した制度になることを求めておきます。

【第1分科会 12月9日 第4号】

また、先行事例の取扱例を参考にしながらとの御答弁であります。その実態などを的確に調査され、旅館などの料金設定に対応できるかどうかを検証し、制度としていただくようお願いしたいと思います。

次に、消費税の影響について伺います。

消費税を含めると適用税率が1段上の率に切り替わる場合もあると考えますが、適用税率を判断する際、消費税を含めて判断するのかどうか、見解を伺います。

○赤坂税務課長 消費税の取扱いについてであります。宿泊税は、宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税するものであり、条例第2条において、宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額であって、規則で定めるものと定めております。

今後、条例施行規則におきまして、食事代金など、宿泊とは異なるサービス提供に関する料金や、消費税、地方消費税のほか、市町村宿泊税、入湯税についても含まないものとする考えでございます。

○滝口直人委員 税率は1人1泊の宿泊料に応じ、3段階となり、どの税率区分が適用になるかは特別徴収義務者が判断して税を徴収することになるとすれば、宿泊の対価として支払うべき金額は明確なものでなければならないと考えます。

納税者である宿泊者の理解、納得が得られるには、税の原則の一つである公平に反することがないように、消費税等の取扱いが妥当な方法で行われるような制度としていただくようお願いしますとともに、確実に行われるような調査を適正に行うようお願いしたいと思います。

次に、申告納入時期について伺います。

特別徴収義務者である宿泊事業者は、日々の業務の中で宿泊税を徴収することとなりますが、徴収した宿泊税は、どのようなタイミングで道などに申告納付することとなるのか、伺います。

○赤坂税務課長 宿泊税の申告等についてであります。道としましては、申告事務の負担軽減と効率化の観点から、特別徴収義務者は、宿泊者から徴収した宿泊税を四半期ごとに申告、納入することとしています。

また、道が市町村へ賦課徴収事務を委任している場合についても、申告事務の負担軽減の観点から、特別徴収義務者は、当該市町村の条例に基づき、市町村宿泊税の納入期日に合わせて道税を申告、納入することとしてございます。

○滝口直人委員 次に、帳簿の保存義務についてであります。

帳簿の保存義務が5年とされていますが、売上傳票は2年保存となっています。5年保存とする理由を伺うとともに、売上傳票等の保存を2年とすることで、将来、過少申告等があった場合、課税実務上、問題がないのか、伺います。

○赤坂税務課長 帳簿の保存義務等についてであります。帳簿の保存期間については、税額の更正、決定を行う場合の期間や、地方税の徴収権が時効により消滅する期間が5年であることから、これらと同じく5年間としたものであり、先行都府県も同様としているところであります。

また、売上伝票などの書類については、帳簿の記載内容を裏づける資料として保存を義務づけることとしていますが、保存期間につきましては、先行都府県も同様に、事業者の負担等を考慮し、2年間としたところでありまして、道としましては、この間に過少申告等に関する調査を適宜行うなどして適切に対応してまいります。

**○滝口直人委員** 次に、賦課徴収の特例について伺います。

条例案では、道と同様に宿泊税を課す市町村に、道の宿泊税に関する賦課徴収事務を委託することができるとしていますが、既に宿泊税を課税している倶知安町などや、これから課税を検討している市町村とはどのような話合いが行われているのでしょうか。事務委託する見通しが立っているのでしょうか。

事務委託に関する市町村との調整状況について伺います。

**○赤坂税務課長** 市町村への賦課徴収事務の委任についてであります。地方税法では、市町村が道府県の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意した場合には、その事務を市町村が処理できると規定しており、条例が成立しましたら、市町村から同意が得られるよう、各市町村とも必要な話合いをしていく予定です。

道としましては、効果・効率的な事務運営や特別徴収義務者の徴収事務の負担軽減の観点からも、可能な限り同意を得ることが重要と考えており、引き続き、宿泊税を導入している市町村はもとより、導入を表明している市町村に対しましても同意に向けた調整を進めてまいります。

**○滝口直人委員** 宿泊税の賦課徴収については、その事務処理の一部に関し、市町村から同意が得られるよう、各市町村と必要な話合いをしていくとの御答弁がありました。

特別徴収義務者となる旅館などからは、徴収事務の負担軽減を求められていると承知しております。今後もしっかりと市町村からの同意について話合いを続け、市町村の理解、納得を得られるような対応をしていただくことをお願いしたいと思います。

次に、宿泊税を独自に課税する市町村と事務委託に関する協議を今後行うとのことですが、仮に、市町村との協議が調わず、同一の事業者在市町村税と道税をそれぞれ徴収していただくことになれば、事業者の負担は非常に大きくなります。

そのような事態となった場合、特別徴収義務者交付金の特例的な引上げも検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

**○赤坂税務課長** 賦課徴収事務の委任ができない場合の取扱いについてであります。市町村の同意が得られない場合にありましては、特別徴収義務者は、納税義務者から徴収した宿泊税額を道と市町村それぞれに申告と納入を行うこととなりますが、道の特別徴収義務者交付金の算定に当たりましては、市町村宿泊税や徴収委任の有無にかかわらず、道宿泊税の納入に当たり、必要な事業者の事務処理手続の内容を基に、全道一律にその交付率を算定しているところであります。

道としましては、特別徴収義務者の事務負担軽減を図る観点から、可能な限り徴収委任に関する市町村の同意を得ることが重要と考えており、条例の成立後、速やかに同意が得られるよう、

引き続き、市町村との調整を行ってまいります。

○**滝口直人委員** 事務委託については、可能な限り徴収委任に関する市町村の同意を得ることが重要と考えているとの御答弁がありました。それぞれの市町村が置かれている状況をしっかりと受け止め、同意が得られるような調整を進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、新税導入に伴う体制等についてであります。

市町村に事務委任ができたとしても、宿泊税新税を導入済み、または導入見込みの市町村は20団体前後と聞いています。これ以外の約150団体には徴収事務委託ができず、道が宿泊税の賦課徴収事務を実施することになりますが、どの程度の人員が新たに必要になるのか、積算の内訳も含め伺うとともに、その人員を道はどのように確保する考えなのか、伺います。

○**赤坂税務課長** 宿泊税の導入に伴う体制の整備についてであります。納税義務者等に対して適正、公平な税負担を求めするためには、適切な賦課徴収事務を執行できる体制づくりや、効果的、効率的な事務運営が重要であると認識しております。

このため、宿泊税の導入に当たりましては、税制度の簡素化や賦課徴収事務の効率化を図るとともに、宿泊税の導入を表明している各市町村の検討状況を踏まえまして、特別徴収義務者数や税収規模に対応した必要な執行体制について検討してまいります。

○**滝口直人委員** 次に、宿泊税導入後の体制について伺います。

道は、事務の効率化等を図るため、自動車税などについては全道分を札幌の道税事務所で一括して課税徴収を行うなど、各税目の特性等に応じて税務事務の執行体制を整えているものと考えますが、宿泊税についてはどのような執行体制を取る考えなのか、伺います。

○**赤坂税務課長** 組織体制についてであります。条例案では、窓口一元化による特別徴収義務者の利便性の向上や、内部事務の効果的、効率的な処理を図る観点から、宿泊税に係る課税事務は札幌道税事務所に集約し、徴収事務は振興局が行うこととしていますが、市町村における宿泊税の検討や徴収委任に係る同意の状況、特別徴収義務者数や税収規模を考慮しまして、今後、必要な組織体制について検討してまいります。

○**滝口直人委員** 宿泊税導入後の体制については、課税事務を札幌道税事務所が、徴収事務は振興局が行うとの御答弁がありました。

公平公正な税務行政運営のためには執行が重要であると考えますので、必要な組織体制について、市町村、特別徴収義務者の要望に応えることができるよう整備をしていただくことをお願いします。

次に、追加的な徴税コストについてであります。

新税導入により、道としても追加的な人員やオフィススペース、事務機器等が必要になると考えますが、その経費は概算でどのような額になるのか、伺います。

○**赤坂税務課長** 宿泊税の導入に伴う経費についてであります。宿泊税の適切な賦課徴収事務を行うためには、執務スペースや机、専用端末機といった事務機器などの確保はもとより、申告書等の印刷費や調査事務等の出張旅費などが必要になると考えており、特別徴収義務者数や税収

規模に対応した執行体制の検討に併せて、これらの経費につきましても検討してまいります。

○滝口直人委員 次に、システム改修について伺います。

道の税務事務に関してもデジタル化が進んでいると聞いていますが、このたびの新税導入に伴い、どの程度、システム改修が必要なのか、改修期間やコストはどの程度になるのか、伺います。

○赤坂税務課長 道税システムの改修についてであります。宿泊税の賦課徴収事務を効果的、効率的に行うためには、既存の道税システムに新たな税目として追加するほか、特別徴収義務者の事務負担の軽減のため、電子申告にも対応する必要があることなどから、改修には1年程度を要する見込みであります。

なお、改修費につきましては、道税システムへ及ぼす影響やその範囲などを精査しているところであります。現時点で具体的な金額等を申し上げることはできませんが、引き続き、適切なシステムの構築に関する検討を進めてまいります。

○滝口直人委員 システム改修を行う際には、システム切替えのタイミングも重要な判断要素になると考えます。

どのようなタイミングで切り替えることが、特別徴収義務者の方々や賦課徴収事務を担うの方々にとって負担が少なくなるのか、伺います。

○赤坂税務課長 システム改修についてであります。既存の道税システムに新たな税目として宿泊税を追加する予定としており、その改修には1年程度の期間を要しますが、特別徴収義務者や市町村のシステムと直接連携していないため、道税システムの切替え時期による事務負担の増などの影響はないと考えております。

なお、特別徴収義務者の事務負担軽減の観点から、道税システムの切替え時期において、宿泊税について、全国的な統一システム、いわゆるeLTAxによる電子申告の運用を検討しており、早期に必要な情報を共有できるよう努めてまいります。

○滝口直人委員 次に、コスト負担について伺います。

新税の導入によるコスト増について伺いましたが、先ほど伺った市町村への事務委託に関する経費も含め、目的税である新税を導入することによって追加的に生ずるコストは決して少なくありません。

このコストを一般財源から負担することになるのか、それとも新税で生まれた財源で賄うことになるのか、伺います。

○赤坂税務課長 宿泊税の導入に伴う新たな費用についてであります。条例案では、道に納入された宿泊税に相当する額から宿泊税に要する費用に相当する額を控除した額を観光の振興を図る施策に要する費用に充てることとしておりまして、宿泊税の導入に伴う人件費、事務経費、道税システムに係る電算経費、特別徴収義務者交付金、委任を受けた市町村に支出する徴収取扱費などの費用につきましては、宿泊税収から当該費用に充てることとしております。

○滝口直人委員 宿泊税の導入に伴う経費や特別徴収義務者交付金、市町村に支出する徴収取扱

【第1分科会 12月9日 第4号】

費などの費用は、宿泊税収から充てるとの御答弁がありました。このうち、特別徴収義務者交付金、市町村に支出する徴収事務費などの費用については、それぞれの地域における実情をしっかりと把握し、市町村の声を受け止めて協議をされ、必要なコストを宿泊税収から充てていただくようお願いしたいと思います。

次に、今後の対応について伺います。

条例提案を受けて、新税導入に関する準備状況等を伺ってまいりましたが、今後、詰めなければならない課題が山積しています。こうした課題の整理に向けて、道は、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○内田尊之委員長 財政局長藤原啓裕君。

○藤原財政局長 今後の対応についてでございますが、道といたしましては、条例が成立した後、法定外目的税の新設について総務大臣と協議し、同意いただく必要がございますことから、成立後、速やかに総務省への協議を進める考えでございます。

また、円滑な条例の施行に向けまして、宿泊税を既に導入している倶知安町やニセコ町をはじめ、同様に宿泊税の検討を進めている約20市町村と徴収事務の取扱いや事業者の事務負担の軽減などについて調整を進めてまいります。

宿泊税を徴収していただく宿泊事業者の皆様に対しましては、簡素な税制度といった観点を踏まえながら、具体的な事務手続などについて検討し、施行までの準備期間に説明会を通じて内容をお示しできるよう作業を進めますとともに、道民の皆様をはじめとする納税義務者となる宿泊者の方々に対しましては、リーフレットや道のホームページ、SNSなど幅広い手法により広報を実施し、税制度の周知を図るとともに、制度の理解を深めていただくため、丁寧な説明に努めてまいります。

○滝口直人委員 倶知安町をはじめ、宿泊税の検討を進めている約20市町村、特別徴収義務者である宿泊事業者、納税者である宿泊者に対し、これまでも、それぞれの疑問の声、指摘された項目について説明などを丁寧にしてこられたと思いますが、税は、納税者をはじめとする市町村、事業者の理解と合意があつてこそ、課税、徴収ができるものと考えます。これまで以上に、納税者、市町村、特別徴収義務者に寄り添った対応をお願いしたいと思っております。

これまで、北海道宿泊税条例に関して伺ってまいりましたが、適用税率の取扱い等については、知事に改めてお考えを伺う必要があると思っております。委員長のお取り計らいをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、人事施策について伺います。

働きやすい職場環境づくりについてであります。

職員が働きやすい職場環境づくりに関する第3回定例会予算特別委員会での我が会派同僚議員による質問に対し、道は、職員ニーズを丁寧に把握しながら、特定事業主行動計画や障がい者活躍推進計画、ワークライフバランスの推進に関する指針の改定に向け取り組んでいくと考えを示されました。

各計画では、女性職員の登用率や育児休業の取得率、障がいのある職員の雇用率、年休の取得率など、それぞれ数値目標を設けて取り組み、おおむね目標を達成し、順調に推移していると聞いています。以下、計画改定に向けた進捗や検討状況について、数点伺います。

進捗に対する認識についてであります。

計画によっては、目標が順調に推移しているものや未達成のものなど、達成状況は様々と聞いていますが、これまでの取組の進捗についてどのように認識しているのか、伺います。

○内田尊之委員長 職員活躍担当課長兼人事局参事阿部真理君。

○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事 各種計画等におけるこれまでの取組についてでございますが、特定事業主行動計画におきましては、本庁課長級以上の女性職員の割合が本年4月1日現在で10.5%と、目標の10%を達成したところであり、これまでの取組に一定の成果があったものと考えております。

また、男性職員の育児休業取得率に関しましては、昨年、取得率の目標を30%から、1週間以上の取得率を85%に引き上げ、取得促進に努めた結果、令和5年度の取得率は57.8%と初めて50%台を超えたところでございます。数値目標の達成には至っていないものの、男性の育児休業取得は着実に浸透してきており、引き続き、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

次に、障がい者活躍推進計画におきましては、各年の法定雇用率を目標としており、本年6月1日現在、法定雇用率2.8%に対し、道の実雇用率は3.0%となっており、計画策定以降、全ての年において法定雇用率を上回っている状況でございます。この法定雇用率は令和8年度に引き上げられる予定であり、雇用の確保に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

また、ワークライフバランスの推進に関する指針では、職員1人当たりの平均年休取得日数を13日とする目標に対し、令和4年が13.2日、令和5年が13.6日と、2年続けて目標を達成しており、休暇を取得しやすい環境が整ってきたものと認識しております。

○滝口直人委員 改定に向けた考え方について伺います。

前回伺った職員意見やこれまでの取組の進捗などを踏まえ、改定に向けてどのような検討を行っているのか、伺います。

○阿部職員活躍担当課長兼人事局参事 改定に向けた各目標などの検討状況についてでございますが、それぞれの計画におきまして、目指す姿に向けた目標を定め、職員一人一人が共通認識を持ち、取り組んでいくことは、職場全体の意識改革につながるものであり、意義があると考えております。

このため、道では、これまでの数値目標の実績や国や他府県の状況などを踏まえ、女性職員の登用、男性職員の育児休業の取得、年休の取得などの数値目標の引上げなどを検討しているところでございます。

また、新たな目標として、障がい者の活躍推進に関する国の指針改正により、事業主の責務として適切な雇用の場の提供が求められており、障がいのある職員の定着に関する目標の設定や、次世代育成支援対策推進法の改正により、男女とも仕事と子育てを両立できる職場となるよう、

【第1分科会 12月9日 第4号】

勤務時間に関する目標の設定を検討しております。

さらには、これらの目標の推進に向けて、女性職員の昇任や家庭生活との両立をはじめ、職員が抱える不安の解消に向けた、よりきめ細かな相談体制、障がいのある職員の定着に向けた課題解決を図るための外部機関との連携、職員が心身の休養や家族と過ごす時間を確保できるよう休暇取得促進に向けた取組の拡大など、それぞれの取組の充実や強化に向けた検討を進めているところでございます。

○**滝口直人委員** 各計画の改定に向けてあらゆる検討をされているものと受け止めますが、介護や子育て、心身の障がいなど様々な背景を持つ職員が、その能力を發揮し、安心して働き続けることができるよう、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○**内田尊之委員長** 人事局長北山雄彦君。

○**北山人事局長** 今後の取組についてであります。職員が働きやすい職場環境を整えることは、道の政策に、様々な背景を持つ職員の多様な視点を反映させることや、人材の定着や確保の観点からも大変重要でございます。

このため、道では、これまで女性職員の登用に向けた人材育成や家庭環境に配慮した人事配置、障がいのある職員の雇用や職場定着の促進、長時間労働の是正や休暇取得促進、多様な働き方の推進などに努めてきたところでございます。

今般の計画等の改定に当たりましては、アンケートや振興局訪問での意見交換などを通じて、多くの職員から、結婚や出産があっても働き続けられる環境づくりや多様な働き方ができる風土づくりなど、自身が活躍するために必要と考えることについて素直な意見をいただいたところであり、道といたしましては、こうした職員の思いや国の動向などを計画に反映していくとともに、それぞれの取組の充実や理解促進に努め、全ての職員が、業務の状況や家庭環境、健康状態など、お互いが置かれている状況について理解しながら、意欲と能力を發揮できる働きやすい職場環境の実現に向けて取り組んでまいります。

○**滝口直人委員** ただいま御答弁がありましたとおり、全ての職員が、業務や家庭環境、健康状態など、お互いが置かれている状況を理解しながら、働きやすい職場環境の実現に向けて取り組むということでした。

働きやすい職場環境づくりは、職員同士のコミュニケーションが活発に行われ、意見交換したことが確実に実施されるなど、風通しがよいとすることができる職場とすることが求められていると思います。今後とも、快適な職場環境づくりに向けて、より一層の取組の充実を推進していただくようお願いします。

次に、新たな人材育成・確保基本方針についてであります。

現在、道が策定中の新たな人材育成・確保基本方針に関し、今定例会の一般質問における我が会派代表格質問に対し、知事からは、入庁後のキャリアパスのモデル明示による自己成長の見える化やさらなる人事制度の充実などについて、方針に盛り込む旨の御答弁がありました。そこで、新たな基本方針の策定状況などについて、以下、数点伺います。

新たな基本方針の策定に当たり、有識者による懇談会を開催していると承知していますが、これまでどのような議論があったのか、伺います。

○内田尊之委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 有識者懇談会についてであります。道では、新たな基本方針の策定に当たって、人材育成や確保に関し、学識経験者や先進的な取組を行っている民間企業の方々の御意見を把握するため、有識者懇談会を開催したところでございます。

本年10月の第1回目の懇談会では、学識経験者から、人事評価の目的は人材育成にあることを共有することが重要、若い職員がチャレンジできる取組を盛り込む必要があるといった御意見があったほか、民間企業の方々からは、求められる職員像は、職員に伝わるような工夫が必要、10年ぶりの改正ポイントがシンプルに伝わるようなメッセージが必要といった御意見があったところであり、道といたしましては、こうした御意見を新たな基本方針に反映していく考えでございます。

○滝口直人委員 優秀な人材の育成や確保に向けては、職員の成長機会の確保が重要と考えます。

新たな基本方針では、将来の自己成長につながることを見える化するとのことですが、どのような内容を検討しているのか、伺います。

○古田人事課長 職員の成長機会の見える化についてでございますが、新たな基本方針の策定に当たっては、職員ワークショップを通じ、職員の意見を把握しておりまして、特に、若手職員や女性職員からは、入庁後のキャリアを事例として紹介してほしい、キャリアパスを明確化し、成長できる環境であることを示してほしい、視覚的に分かりやすいキャリアプランを作成してほしいといったキャリアに関する御意見が多数寄せられたところでございます。

他県の人材育成基本方針では、採用から幹部職員に至るまでのモデルケースを例示し、職位に応じて必要となる経験や能力、受講すべき研修などを分かりやすく図表化している事例があるところでございます。

道といたしましては、今後、こうした事例も参考にしながら、道職員としてのキャリアパスを分かりやすい形で見える化し、新たな基本方針に盛り込むなどして、職員の成長機会の確保とキャリア意識の形成を図ってまいります。

○滝口直人委員 新たな基本方針では、さらなる人事制度の充実を盛り込むとのことですが、具体的にどのような取組を考えているのか、伺います。

○古田人事課長 人事制度の見直しについてでございますが、道では、平成26年に策定しました「人事施策に関する基本方針」に基づき、人事制度の構築や人事管理を行ってきたところでございますが、近年の公務環境をめぐる変化や職員の価値観の多様化等を踏まえ、人事制度の内容などについても見直す必要があると考えております。

本年4月に実施した職員アンケートでは、人材育成に当たって、様々な業務を経験できるよう、未経験の行政分野にチャレンジできる仕組みが有効との御意見が多く、また、職員ワークシ

【第1分科会 12月9日 第4号】

ヨップでは、人事評価制度について、人材育成や登用への積極的な活用や、評価の公平性と透明性を高めるべきといった御意見があったところでございます。

道といたしましては、こうした職員ニーズを踏まえ、若手職員が様々な業務を経験できるジョブローテーションや庁内公募の拡大について検討するとともに、人事評価制度についても、これまで以上に人材育成やマネジメントの向上に活用できるよう、必要な見直しを行うなど、人事制度の充実に向けて検討してまいります。

○滝口直人委員 人事制度の充実については、職員ニーズを踏まえ、検討を進めていくとの御答弁がありました。

職員アンケートを実施され、様々な業務を経験できるよういろいろな分野にチャレンジできる仕組みが有効とのことでしたが、アンケート以外でも、職員の声を聞く機会や、日々の業務でも職員の思いを上司が聞くことができるものと考えます。職員一人一人の思いを受け止めることができるよう、制度の充実をしていただくようお願いします。

人口減少社会の中で、これまで以上に簡素で効率的な業務執行が求められ、職員一人一人の能力を高める上で人材育成は大変重要となってきます。残念ながら、このたび国の交付金の返還事案も発生しましたが、これまで以上に職員の基礎的な業務執行能力を向上させる必要があると考えます。

新たな基本方針では、この点についてどのように盛り込むのか、伺います。

○古田人事課長 職員の業務執行能力の向上についてでございますが、道では、若手職員を対象とした階層別研修や職場研修を通じまして、文書管理、財務制度、情報セキュリティーなど、道職員として必要な基礎的知識の習得を図るとともに、日々の業務を通じて行うOJTによりまして、上司や先輩職員が職務執行に必要な知識や能力を継続的に指導しているところでございます。

道といたしましては、来年度の研修実施に当たりまして、階層別研修に、財務事務の適正な執行に係る新たなカリキュラムを新設するほか、社会人経験者を含めた新規採用職員を対象とした研修におきまして、道のシステムを早期に習得できるプログラムとするなど、より実践的な研修となるよう取り組むこととしております。

新たな基本方針では、こうした職員研修の充実のほか、特定の行政分野で多様な経験を積むことができる人事配置を行う専門人材育成型人事の一層の推進について盛り込むなどして、多様化、高度化する道民ニーズに迅速かつ的確に対応できる人材を育成してまいります。

○滝口直人委員 新たな基本方針では、研修の充実のほか、特定分野で経験を積む人事配置を盛り込むなどの御答弁がありました。

階層別研修や職場研修で取得したことや、OJTによる上司等からの指導が実務に確実に活かされることが重要と考えます。職員が研修で身につけた知識や能力が、上司等の指導によって日常業務に発揮できるような体制を構築され、臨機応変な対応ができる人材を育成されることをお願いしたいと思います。

次に、管理職員のマネジメント力向上についてであります。

若手職員の人材育成に当たっては、その上司が、職員一人一人の長所を伸ばし、短所を改善し、また、業務の平準化を図るなど、適切なマネジメントを行うことがこれまで以上に重要になると考えます。

令和5年第4回定例会予算特別委員会における我が会派同僚議員の質疑の中で、道は、管理職員のマネジメント能力の向上に関し、部下職員が上司のマネジメント状況をチェックするとともに、結果をその上司に伝えることで、管理職員の気づきに活用する取組を試行的に実施する考えを明らかにしましたが、試行実施の内容とその結果について伺います。

**○古田人事課長** 管理職員のマネジメント力の向上についてでございますが、道では、昨年度実施した職員アンケート調査におきまして、部下職員が上司を評価する、いわゆる360度評価の実施を求める意見があったことを踏まえまして、本年1月から3月にかけて、総務部、建設部及び上川総合振興局において、職員が上司のマネジメント状況をチェックし、その結果をその上司にフィードバックすることで、管理職員の気づきを促す取組を試行的に実施したところでございます。

実施後のアンケートでは、部下の思いを知るよい機会になったといった肯定的な御意見が約6割となったほか、若手の職員からは、ハラスメントの抑止につながる、今後必要な取組であるといった御意見が6割以上を占めたところでございます。

一方で、チェック項目が多く新たな業務負担となるといった御意見や、部下職員が少ない場合に匿名性が確保されるか心配といった、制度の改善を求める御意見もあったところでございます。

**○滝口直人委員** 道は、管理職員のマネジメント能力の向上に向けた試行的な取組の結果を受けて、今後、どのように管理職員のマネジメント力の向上を図る考えなのか、伺います。

**○北山人事局長** いわゆる360度評価についてでございますが、近年、職員の価値観の多様化や行政課題の複雑高度化に伴い、管理職員に求められるマネジメント力はこれまで以上に求められており、自らの行動に対して部下職員がどう受け止めているのか、改善すべきものはないかなど、管理職員に気づきの機会を提供する取組は有効であると認識しております。

このため、道では、試行結果を踏まえ、チェック項目や様式を見直すほか、職場の実態に合わせて評価対象職員を工夫するなど、必要な改善を行った上で、来年1月から全庁に展開してまいります。

道といたしましては、こうした取組に加え、管理職員を対象とした研修の実施や、昨年度作成しましたマネジメントテキストの周知などを通じて、管理職員のマネジメント力の向上を図り、職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組んでまいります。

**○滝口直人委員** 管理職員のマネジメント力の向上を図り、職員が安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組むとの御答弁がありました。

○J Tによる指導、360度評価の実施をはじめとするマネジメント力の向上には、職員との信

【第1分科会 12月9日 第4号】

頼関係があつてこそ実現できるものと考えます。職員同士の信頼関係を築くことができる職場環境づくりを進めていただくことをお願いします。

最後に、今後の対応について伺います。

新たな基本方針は、策定することが目的ではなく、策定後、いかに職員に身近なものとして浸透させ、実効性を高めるかが重要であり、また、今回の方針は、人材育成のみならず、採用者の確保にもつながるよう策定しなければならないものであります。

新たな人材育成基本方針の策定に向けて、今後どのように取り組む考えなのか、伺います。

○内田尊之委員長 総務部職員監飯田滋君。

○飯田総務部職員監 今後の対応についてであります。新たな基本方針の策定に当たりましては、職員の声や有識者の意見を取り入れながら、時代の変化や地域の実情に即した実効的な内容とするとともに、職員の理解と共感を得ながら、具体的な人事施策を推進することが重要と考えております。

このため、新たな基本方針におきましては、キャリアパスのモデルの見える化や、チャレンジ意識の向上につながる人事制度の充実などについて盛り込みますとともに、道庁の受験を検討している方々にも手に取っていただけるよう、視覚的に分かりやすい図表やイラストを用いるデザインとし、職員採用ポータルサイトと連動してSNSで発信するなどの取組を検討しているところでございます。

道といたしましては、こうした取組を通じまして、職員一人一人が能力を最大限発揮することができる職場環境づくりに努めますとともに、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくため、多様で優秀な人材の育成や確保に取り組んでまいります。

以上でございます。

○滝口直人委員 新たな人材育成・確保基本方針については、速やかに策定し、取組を進めることが大切であります。何よりも実効性の確保が肝要になると考えます。策定された方針が全職員に浸透し、人材育成や新たな人材確保が確実に推進されますことをお願いし、私の質問を終わります。

○内田尊之委員長 滝口(直)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 私からは、まず、原子力防災計画等についてお聞きをしていきたいと思いません。

本年8月28日に、全国知事会では「原子力発電所の安全対策及び防災対策に対する提言」を国に提出、また、9月11日には、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改定したと承知しております。

道のほうでは、先月25日の総務委員会にて、北海道地域防災計画原子力防災計画編の修正案を北海道防災会議に提案することを報告したと承知もしております。

また、私も参加しましたがけれども、10月31日に実施をされました北海道原子力防災総合訓練では、こうした修正案を意識した内容で行われてきたかと思いますが、以下、伺っていききたいと思います。

先日の報道で、島根原発が稼働されたということで、47都道府県で県庁所在地を含む唯一のところであり、住民の皆さんも、この再稼働に対しては様々御意見があった中で、避難などについてはまだ議論が残っているところだと思います。そういったことを踏まえて、まず一つは、道路寸断の部分についてであります。

修正案では、道は、原子力災害合同対策協議会等において、道路管理者と相互に密接な連携を取り、避難経路の通行状況に関する情報を把握の上、関係町村と共有をし、関係町村長は当該情報等を基に安全な通行が可能な避難経路を住民に周知するという事になっております。

自然災害と原子力災害の複合災害におきましては、情報の遅延や錯綜、住民への周知が困難になると考えられるところでもあります。あらかじめ震度7以上で道路寸断が起こるということが想定される箇所を設定し、避難経路を複数用意すること、また、オンタイムで周知することの二重の方法を取るべきと考えますが、見解を伺います。

○内田尊之委員長 原子力安全対策課長片岡英善君。

○片岡原子力安全対策課長 避難経路の確保についてであります。道及び関係町村の原子力防災計画では、地震や津波などにより避難経路が不通になった場合に備え、あらかじめ複数の経路を設定しており、防災訓練では、基本の避難経路が寸断された場合を想定し、代替の経路へ避難車両を誘導する訓練などを実施してきたところであります。能登半島地震では、道路の寸断が多発したことなどを踏まえ、このたびの防災計画修正案においては、避難経路の確保に関しまして、情報の共有や周知に関する基本的な対応手順を明示したところでございます。

道路寸断の発生箇所を想定することは難しい面がございますが、道としましては、そうした事態が発生した場合にあっても避難を円滑に行うため、国や関係町村、防災関係機関と一層連携しながら、避難経路の通行状況の把握を行い、防災行政無線やSNSなど様々な手段により速やかな広報、周知を図りますほか、実践的な防災訓練を積み重ねるなどしながら、避難体制の充実強化に取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 泊の場合は、なかなか避難経路と言っても限られているわけでもあります。共和を抜けて、今は5号線に抜けるトンネルが開通をしたわけでありますから、一つ確保できたことになりまして、この後、後志道の延伸ということもありますから、複数確保に向けては多少整ってきているかなと思いますけれども、やはり、地震等々のことも考えると、どのように皆さんをうまく誘導するかという部分については、今後もしっかりと防災訓練を積み重ねていただきたいというふうに指摘をしておきます。

次に、災害対策用ドローンの導入について伺います。

今回の原子力防災総合訓練では、羊蹄山ろく消防組合で災害用ドローンの活用訓練が倶知安町で行われました。私も見せていただきましたけれども、高性能で、遠くまで飛ばせるし、また、

広報機能もついていて、上空から聞こえるのかなと思ったら、はっきりと聞こえるわけなのですよね。消防組合のほうでは、稼働時間が長いこと、プログラミングによる運航や住民への広報が可能ということ、それから、詳細な画像も撮影できるということでありました。原子力災害時において、放射線量が高い地域が発生した場合、また、情報手段が遮断された場合においては、発災状況の確認や孤立地域への正確な情報伝達などがスピーディーに行えるのではないかなというふうに考えております。

道として、導入に向けた検討を行うべきと考えますが、見解を伺います。

**○片岡原子力安全対策課長** ドローンの活用についてであります。能登半島地震では、被災状況の把握や孤立集落への物資輸送など様々な用途にドローンが活用され、各種の災害対策を進める上で、ドローンの活用は有効な手段であると考えております。

このため、道では、今年度の防災訓練において、ドローンを活用し、空撮映像を伝送する情報収集訓練のほか、屋内退避指示の伝達訓練、緊急時モニタリング活動訓練などを実施したところでございます。

道としては、今後とも、関係町村や消防などの関係機関等と連携協力し、実践的な防災訓練を通じて、各機関のドローンが、災害時における状況や用途に応じ、効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** ぜひ、使っていただく場面が増えるといいなと思っておりますが、導入費用が相当かかるということはお聞きをしました。これはなかなか難しいところでもありますけれども、各地で導入できるように、道においても様々な支援を考えていただきたいと申し上げておきます。

次に、バス等の避難についてであります。

今回の避難訓練の中では、バスが22台、福祉車両が10台稼働していたというふうに承知しております。本当に突発的な原子力災害時にこの台数を確保できるのか、やはり、厳しいのかなと思っております。訓練では、遠方のバス会社も参加をしております。現状ではどこまでの範囲のバス事業者に依頼することを想定しているのか、見解を伺いたいと思います。

また、今、平時においてもバスドライバーが不足をしているという状況でもありますから、ドライバーが確保できるのか、また、確保できるとしても、ドライバーの原子力防災研修には間に合っているのか、この点についても伺います。

**○内田尊之委員長** 原子力安全対策担当局長平田健男君。

**○平田原子力安全対策担当局長** 避難バスの確保についてであります。原子力災害時に住民の方々の避難が必要となった場合には、住民避難用バス要請・運行要領に基づき、道の要請により、バス協会が会員事業者と調整の上、必要な台数を確保することとしております。

具体的には、国の「泊地域の緊急時対応」により、まずは、後志地域のバス事業者から調達することとしておりまして、バス車両や運転手が不足する場合には、隣接地域である石狩、胆振、渡島、檜山管内の事業者から、さらに不足する場合には、北海道全域の事業者から順次調達を行

うこととしてございます。

また、道では、バス事業者の意向も踏まえながら、運転手の方々を対象といたしました研修の実施や原子力防災訓練への参加、バス事業者向けの動画の配信など、原子力災害時の理解が深まるよう取り組んでいるところでございまして、道といたしましては、引き続き、バス協会や事業者の方々との連携を密にしながら、研修や訓練の充実を図るなど、バスによる住民避難が円滑に行われるよう取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** 円滑に行われるよう取り組むということでありまして、私も、直接、バスのドライバーさんに聞いたことがあるのですが、仮に、会社から要請があつて、行くとなつたとしても、周りには、家族やその社会にも関わる問題だということがあつて、家族に理解が得られるのかとか、線量が低かつたとして、健康被害がなかつたとしても、これまでの原子力災害の事例を考えたときに、そういったところに関わつた方々が、いろいろな意味で社会的にいろいろな制約だとか、ちょっと変わった見方、よくない見方をされるということがあつたということで、二の足を踏む場面ももちろんあると思うのですよね。そういったときに、やっぱり、協力するということが不安を持つてしまうという方がたくさんいらっしゃるかなと思います。

そういった意味も含めて、不安を払拭できるよう、バス事業者の研修、対策をしていくということでありまして、今後、どう対応していくのか、伺います。

**○平田原子力安全対策担当局長** バス運転手の方々への理解促進についてでございますが、バス要請・運行要領では、バス運転手の方々の安全確保を前提に運行を要請することとしており、具体的には、被曝線量を国際機関が定める一般公衆の被曝線量限度内とすること、個人線量計やマスク着用などの防護措置を講ずること、バスの運行後には、運転手の方々の検査を行い、放射性物質の付着が確認された場合には除染を行うことといった安全管理対策を講ずることを定めており、道では、研修などを通じて運転手の方々への理解促進に努めてきたところでありますが、バス事業者や運転手の方々の中には不安の声があることも承知してございます。

このため、道といたしましては、バス事業者や運転手の方々の御意見も伺いながら、安全管理対策はもとより、風評による被害への対応なども含め、より丁寧な研修を実施するなど、運転手の方々の不安の軽減、払拭に向け、一層取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** なかなか難しいところではあると思うのですが、そういった対策も考えていかないと、必要台数を確保できない問題というのは必ず出てくるかと思っていますので、しっかりと取り組んでいただくことを現時点では申し上げておきたいと思つています。

次に、非常に難しい問題なのですが、インターネット上の偽情報だとか誤情報について伺います。

今はSNSを活用する時代ですから、災害が起きると、こういった情報が必ず拡散されます。テレビや新聞、ラジオの媒体では偽情報や誤情報を打ち消すことができない、そんな状況になってきているのかなと思っています。

そういった部分について、できることは限られると思うのですが、道として、こういっ

たインターネット上の偽情報や誤情報についてどのように対応していこうとするのか、伺います。

○片岡原子力安全対策課長 災害時における偽情報等への対応についてであります。能登半島地震では、SNSが情報収集手段や安否確認手段として寄与していた一方で、円滑な救命救急活動や復旧・復興活動を妨げるような偽情報や誤情報の流通、拡散が問題となったところでございます。

原子力災害は、放射線が目や耳などの五感で感じるができないという特殊性を有しておりますことから、住民の方々が偽情報等に惑わされることなく、正確な情報に基づき行動することが重要でありまして、偽情報等を確認した場合には、国や関係町村と連携の上、速やかに同時広報を行い、会見や報道機関への要請、ホームページやSNSなどを通じて偽情報等の流布に対する注意喚起や正確な情報発信を行うなどの対応が必要でございます。

このため、道では、インターネット上での偽情報等の流通、拡散の状況把握や注意喚起を図ることについて防災計画の修正案に盛り込んだほか、今年度の防災訓練におきまして、オフサイトセンターで住民等に対する注意喚起を行うための広報文案の作成などの訓練を実施したところでございまして、今後とも、国の取組状況なども注視しながら、偽情報等の流通、拡散を防止するための効果的な方策やデジタル技術等についての知見を深めるとともに、訓練での実践を通じて対応力の向上を図ってまいります。

○川澄宗之介委員 こういったSNSの情報等について、訓練の機会を通してということでありましたので、ぜひ、そういった偽情報等に惑わされないような体制づくりというのを、訓練の機会等を使ってやっていただければと思います。

最後に、原子力施設に対する武力攻撃等について伺いたいと思います。

全国知事会の提言にもありましたけれども、現行の原子力防災計画の中には、武力攻撃等に関して、その対応についての記載がないということでありました。

こういった事態への対応についてはどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○平田原子力安全対策担当局長 武力攻撃等への対応についてであります。原子力発電所に対する武力攻撃事態等に対しては、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で、自衛隊など関係機関が連携して対処することとされており、万が一、武力攻撃により原子力災害が発生した場合には、北海道国民保護計画において、地域防災計画に準じた措置を行うこととしているところでございます。

道としては、引き続き、全国知事会などを通じて、国に対し、原子力施設に対する武力攻撃事態等への対処について実効性のある対策を求めていくとともに、防災訓練を積み重ね、住民の避難や屋内退避、緊急時のモニタリング、原子力災害医療といった原子力災害時における対応手順の確認をするなど、原子力防災対策の充実強化に不断に取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 今、再稼働はしていない状況でありますけれども、とにかく住民の暮らしにとって大きな課題でありますから、今回の訓練の結果を生かして、また来年度の訓練につなげて

いただきたいということを申し上げておきます。

次に、防災対策等について伺っていききたいと思います。

間もなく、能登半島地震から1年がたとうとしているところでもあります。能登半島の地理的要件の厳しさから復興が思ったように進まない状況であることは、今も報道等を見ていると感じているところでもあります。

道内においても、北海道地域防災計画に基づき、市町村や関係機関と連携をし取り組んでいると承知をしておりますが、まず、この間の道民の防災に関する意識がどのように変わってきたのか、伺いたいと思います。

○内田尊之委員長 防災教育担当課長高橋智哉君。

○高橋防災教育担当課長 道民の防災意識についてであります。道では、能登半島地震において、断水や避難生活が長期化したことなどを踏まえ、避難時の非常持ち出し品や避難生活を支える非常備蓄品を確認できるチェックリストを作成し、道の広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、改めて、道民の皆様に対しまして、家庭での備えの重要性について意識啓発を行ったところであります。

また、地震や津波からの早期避難の重要性や家庭における災害への備えを伝える防災講座を、今年度は、日本海沿岸の6振興局で開催しまして、計134名の住民の方々の御参加をいただき、多くの方々から、能登半島地震を自分事として捉え、非常備蓄品も含め、日頃の備えを早急に行いたいと思っているとといった御意見が寄せられておりまして、こうした取組などにより、道民の皆様の方々の防災意識の向上につながってきているものと考えております。

○川澄宗之介委員 次に、自主防災対策について伺いたいと思います。

私も、市内各所で道政報告会を開くと、やっぱり、防災の話を住民の皆さんからよく伺います。小樽は、災害が比較的少ない地域ということで、日頃の備えという部分では、もしかしたらほかの地域よりちょっと弱いんじゃないかという話も出てきています。

そういった中で、自主防災組織の取組という部分として、地域防災計画の第4章第5節、自主防災組織の育成等に関する計画で、自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進するとされております。

現時点での自主防災組織の振興局ごとの活動カバー率、また、活動カバー率の高い振興局の理由、また、組織結成が進まない理由等についても伺います。

○高橋防災教育担当課長 自主防災組織活動カバー率などについてであります。現在、最新の数値として消防庁が公表している令和5年4月1日現在の本道全体でのカバー率は75.6%となっております。これを振興局別に見ますと、空知50.9%、石狩88.1%、後志34.9%、胆振84.1%、日高54.1%、渡島59.8%、檜山62.5%、上川56%、留萌47.4%、宗谷48.7%、オホーツク72.9%、十勝71.9%、釧路87.8%、根室72.1%となっております。

活動カバー率の高い地域では、過去の災害の経験や普及啓発などの取組により、地域住民の皆様や町内会における自主防災組織に対する理解が進んだものと考えております。

また、活動カバー率の低い地域の課題といたしましては、市町村の職員数が不足し取組が進まない、また、町内会などの高齢化が進みリーダーを担う人材がいない、災害が少なく防災意識が向上しない、沿岸部と内陸部で住民の意識に差があるなどといった御意見や考えをお聞きしておりまして、こうした市町村それぞれの実情に応じた様々な課題が、市町村ごと、あるいは振興局ごとの活動カバー率に影響しているものと考えているところでございます。

**○川澄宗之介委員** 私の後志地域は比較的災害の少ないところですから、この数字でいけば、結構、低い数字で、私のまちの小樽も25%とかなり低い状況なのですよね。

そういった中で、私も報告会をやったときに、とある町内会長さんから、会館を利用される場合に、Wi-Fiを会館でつけていますよ、ぜひ登録して、その下に自主防災メールのQRコードがあるので、それを読み取ってくださいというような活動もしていたりだとか、また、小中学校のPTAと連携した形で、学校や地域を巻き込んで連合町内会単位で防災フェスをやってみようかだとか、そのように熱心に取り組んでいる地域もあるわけです。

一方で、高齢化が進んで、やっぱり、防災組織の担い手がないという部分で、どうしようかというところもあると思います。

道として、こういった自主防災組織の普及に向けてどのように取り組んできたのか、また、地域差が見られることについて、今後、活動カバー率向上に向けてどのように取り組んでいくのか、伺います。

**○高橋防災教育担当課長** 活動カバー率の向上についてであります。自主防災組織の活動カバー率向上のためには、市町村はもとより、地域住民や町内会等において組織の必要性等について理解を深めていただくことが重要と認識しております。

このため、道では、ホームページや啓発資料を用いた広報に加え、北海道町内会連合会を通じた町内会等への普及啓発や、国との共催による市町村職員等を対象とした研修会の開催、さらには、市町村の防災訓練を支援する機会などを活用した働きかけを行ってきたところであります。

こうした取組によりまして、本道のカバー率は年々増加し、令和5年4月1日現在で75.6%となっているものの、全国のカバー率を9.8ポイント下回り、地域ごとのカバー率の差もあることから、道といたしましては、こうした状況なども踏まえまして、引き続き、活動カバー率が低い市町村を直接訪問し、先行事例の情報やノウハウを提供するなど、課題解決に向けたきめ細かな支援を行うとともに、防災教育を通じて地域の方々の防災意識の向上や防災リーダーの育成を図るなど、自主防災組織の活動カバー率の向上に取り組んでまいります。

**○川澄宗之介委員** なかなか難しいところがあるかと思うのです。やっぱり、私のところの町内会でも、高齢者がすごく多い地域でして、なかなか自主防災組織の話というのは上がってこないのですよね。

ただ、本当に、できるところから取り組むことが先決だと思うので、まず、活動しやすいことをぜひ広報していただいて、小さなところからでもまず組織はつくれるのだよということを、道が関係自治体に働きかけをして、カバー率向上に向けて取り組んでいただくよう申し上げておき

たいと思います。

次に、キッチンカーとの防災協定について伺いたいと思います。

道内の基礎自治体では、災害時に炊き出しや物資輸送など機動的な支援が可能となるキッチンカーの運営会社や団体との間で、防災協定を締結する動きが見られています。私の地元の小樽でも、そういったキッチンカーの運営会社等が、防災団体を立ち上げて、できれば協力したいようなお話もいただいているところでもあります。

まず、道内の自治体の防災協定の締結状況について伺います。

**○高橋防災教育担当課長** キッチンカーに係る災害時協定についてでございますが、国が全国自治体の災害時協定の情報を収集しましてデータベースとして構築した災害時応援協定システムによりますと、本年5月時点において、道内で、北海道キッチンカー協会等と、災害時におけるキッチンカーによる炊き出し支援に関する協定を締結している自治体は、釧路市、苫小牧市、石狩市、鷹栖町、池田町の5市町と承知しております。

**○川澄宗之介委員** 既に他県では、県とキッチンカー団体が締結をして、そこに保険会社が関わって、道路状況だとかを報告して、キッチンカー団体が動きやすいような体制で、茨城県でしたか、そういったことに取り組んだということで、協定を結んだところもあるというふうに聞いています。

非常に広大な北海道ですから、災害時の支援体制というのは必ず空白が出る地域もあるかと思えます。今お答えいただいたように、協定を締結している自治体も出てきて、今、検討しているところもあるというふうに聞いています。

こういった状況の中で、先ほどの自主防災組織の質問にもありましたけれども、もちろん、自分たちで守るのは重要ですが、今後、こういった団体と協定を締結することによって、機動力あるキッチンカーだからこそできる支援があるというふうに考えております。自治体との協定状況を見つつも、今後に向けて、道としても、キッチンカー団体等との意見交換等を行っていく時期ではないかなと思います。この点について見解を伺います。

**○内田尊之委員長** 危機対策局長清水章弘君。

**○清水危機対策局長** 災害時のキッチンカーの活用についてでございますが、国では、能登半島地震におきまして、避難所等で温かく栄養価のある食事を提供する上で、キッチンカーの活用が有効だったことを踏まえまして、災害時に被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討しているものと承知しております。

道では、今月21日から22日にかけて根室管内で実施する今年度2回目の北海道防災総合訓練におきまして、根室市内の指定避難所となっている小学校で、住民の方々に参加をいただき、厳冬期における宿泊などを体験いただく避難所運営訓練を行うこととしており、この訓練の中で、北海道キッチンカー協会からキッチンカーを派遣いただき、避難者の方々に対し、温かい食事を提供する炊き出し訓練を行うこととしております。

道といたしましては、国の取組に関する情報収集に努めるほか、キッチンカー協会とこの訓練

で得られた成果や課題などを共有し、連携協力の在り方について意見交換を行いながら、災害時におけるキッチンカーの利活用の促進に取り組んでまいります。

○川澄宗之介委員 局長から今お答えいただいたように、ぜひ、今後の利活用の在り方の促進に向けて検討を進めていただきたいと思います。

私のまちにも、結構、キッチンカーが増えてきたのですよね。そういった中で、小樽の方からも、自分たちが、社会貢献というか、災害時にできること、機動性を生かして地域の支援ができるのであればというようなお話をいただきました。

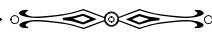
しかし、どうしても広い地域の北海道ですから、必ず支援が回り切れないところがあるわけですので、こういった団体とぜひ意見交換等を進めながら、北海道の防災を、もちろん行政はそうすけれども、民間とも一緒になって守っていく、そんな体制づくりを行っていただくことを指摘しまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○内田尊之委員長 川澄委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩



午後2時40分開議

○内田尊之委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

板谷よしひさ君。

○板谷よしひさ委員 それでは、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まず、契約事務の一斉点検についてになります。

道では、本年度、契約事務全般に係る一斉点検を実施しており、本年の第2回定例道議会において、我が会派同僚議員が点検状況について伺った際に、年度内に一定の方向性を示すとの考えが示されました。そこで、以下、契約事務の一斉点検の状況などについて、何点かお伺いいたします。

まず、点検の実施状況についてです。

契約事務の一斉点検の現時点での実施状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 企画調整担当課長福山琢也君。

○福山企画調整担当課長 一斉点検の実施状況についてであります。道では、契約事務の適正な執行はもとより、さらなる競争性や効率性の確保などが重要であることから、本年4月より、知事部局における令和5年度分の物品購入や工事請負、委託などの契約につきまして、関係書類の点検を実施しているところでございます。

現在、個別の契約内容について、集計システムへの入力作業を行いながら、その件数や契約方法、時期といった全庁的な契約の傾向や事務の流れといった契約プロセスなどを確認するととも

に、職員に対するアンケートを実施し、契約事務の課題の分析などを行っております。

今後、できるだけ速やかに全ての点検を終え、その結果を踏まえて一定の方向性を出し、来年度以降の契約事務に反映できるよう取り組んでいるところでございます。

○板谷よしひさ委員 年度内に一定の方向性を出すのであれば、点検も終盤に差しかかっていると考えますが、これまでに行った点検の中でどのような課題を把握したのか、お伺いいたします。

○福山企画調整担当課長 契約事務の課題についてであります。現在、点検作業を行っている途上ではありますが、全体の契約件数が多くなっており、個々の契約における手続も多岐にわたる中、事務の適正性を確保する上でも、チェック機能や牽制機能のさらなる強化が必要になるとともに、職員アンケートにおいても、業務量の多さやマニュアルの不足などの回答が寄せられるなど、より効果的、効率的に事務を執行することができる環境を整えていく必要があるものと認識しております。

○板谷よしひさ委員 これまでの点検により、契約事務の業務量が多く、業務に携わる職員の負担が多いことなど様々な課題が見えてきたとのことですが、不適切事務の再発防止の観点からも、こうした業務の効率化や負担軽減等が必要と考えます。

今回の点検を踏まえ、今後どのように対応していくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 総務部イノベーション推進監天野紀幸君。

○天野総務部イノベーション推進監 今後の取組についてでございますが、道では、現在、物品購入や委託など、令和5年度分の知事部局における全ての契約について、全庁的な契約傾向などの観点から点検を行い、できるだけ速やかに一定の方向性を出せるよう取り組んでいるところでございます。適正な契約事務を確保していくためには、こうした契約事務の実態を踏まえた上で、職員個人の理解や能力に委ねるだけでなく、組織全体として職員をサポートし、チェック機能を高めながら、より効果的、効果的な仕組みとしていくことが重要でございます。

道といたしましては、このたびの一斉点検を契機として、組織全体の改善意識の醸成を図りながら、職務経験が少ない職員でも自信を持って事務を行うことができる環境をつくるため、集約化や効率化といった業務プロセスの見直しなどを進め、来年度以降の契約事務に反映できるよう検討を加速してまいります。

○板谷よしひさ委員 ただいま御答弁いただきましたが、契約事務を適正に執行するためには、職員の負担軽減やさらなる事務の効率化が不可欠であり、業務の集約化をはじめとした業務プロセスの見直しについては、体制の強化を含め、実効性のある取組を検討していただくようよろしくお願いいたします。

次に、道業務のデジタル化の推進についてになります。

道では、スマート道庁の取組として、デジタル技術を活用した仕事の進め方や働き方の改革を進めてきたと聞いております。業務改革を進めていくためには、ICTツールなどのデジタル技術の活用だけではなく、デジタル技術の活用の妨げとなる規制の見直し、さらには、デジタル技

術の効果が最大限発揮されるような仕事の進め方の見直しもセットで、総合的に進めていく必要があると考えております。

そこで、こうした取組の現状と今後の進め方について、何点かお伺いしてまいります。

道では、業務の効率化や省力化に向けてICTツールを活用してきたとのことですが、どのようなICTツールを導入し、実際にどの程度活用されているのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 情報政策課長守山英男君。

○守山情報政策課長 ICTツールの活用についてでございますが、道といたしましては、業務内容に応じてICTツールを有効に活用し、業務の効率化を進めていくことが重要と考えており、主なものとして、定型的な業務の自動化を図ることができるロボティック・プロセス・オートメーション、いわゆるRPAや、手書き文字などを読み取りデータ化するAI-OCR、また、録音した音声を文字に変換する会議録等作成支援システムなどを導入しております。

RPAは、申請書類の收受など、これまで全庁で84業務で活用され、AI-OCRは、試験の採点や電話相談記録など、年間約3万9000件の処理を行っております。また、会議録等作成支援システムは、昨年度までに2万1000件、毎月平均400件程度利用されるなど、ICTツールの導入により、業務時間の大幅な削減につながっているところでございます。

以上でございます。

○板谷よしひさ委員 道では、デジタル技術の効率的な活用に向けて、知事部局が所管する条例等を対象に、書面による掲示や目視といったアナログ的な行為を求める規制がないか点検を行ってきたと聞いておりますが、点検結果についてお伺いするとともに、今後どのように見直していくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 改革推進課長林下千栄君。

○林下改革推進課長 条例等の点検結果などについてであります。道では、行政手続におけるデジタル技術の活用に向け、知事部局が所管する条例や規則等においてアナログ的な行為を求める規定があるかについて点検を行いました。その結果、対象となる1229条項のうち、現行の規定においてもデジタル技術による対応が可能なものが1156条項、規定の改正が必要なものが32条項、国と同様の考え方で見直しの対象外となる規定が41条項となったところであります。

規定の改正が必要な条項のうち、条例に規定されている5条項については、令和7年第1回定例会で改正条例案を提案するとともに、規則で規定されている27条項については、年度内に規則の改正を行うこととしており、これらの見直しを通じ、道民の利便性の向上や事務処理の効率化につなげてまいります。

○板谷よしひさ委員 業務改革を進めるに当たっては、これまでの業務のやり方をそのまま維持した上でデジタル技術を導入するというアプローチでは、かえって非効率となる場合もあります。

業務改革を効率的に進めるためには、デジタル技術との連携を考慮した業務プロセスの見直しが必要と考えますが、これまでの業務プロセス見直しの取組状況についてお伺いいたします。

○福山企画調整担当課長 業務プロセスの見直しに向けた取組についてであります。ICTツールを有効に活用していくためには、現行の業務プロセスにICTツールを導入していくことに加え、ICTツールの活用を前提として業務プロセスそのものを見直ししていくことも重要であります。

道では、これまでスマート道庁を推進する中で、そうした業務プロセスの見直しにも取り組んできたところであり、例えば、自動車税の納付状況の証明業務において、その業務の流れを見直し、RPAを活用することで依頼の受付から回答の作成までの業務の自動化を図ったほか、職員住宅の車庫証明の取得に当たって、現地確認の廃止や電子申請を導入し、業務の効率化や省力化を行うといった取組を進めてきたところでございます。

○板谷よしひさ委員 これまで、道では、RPAを活用した自動化などを行う業務プロセスの見直しを進めてきたとのことですが、これまでの取組を通じ、どのような課題が明らかとなったのかお伺いするとともに、課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 イノベーション推進局長高見里佳君。

○高見イノベーション推進局長 業務プロセスの見直しの課題についてでございますが、業務プロセスの見直しに当たりましては、現行の業務フローを可視化、分析し、最適な手法を検討した上で、ICTツールを活用するなどしてプロセスの再構築に取り組むことが重要であります。

こうした見直しを進めていくためには、現行の業務を俯瞰し、客観的な視点も取り入れた検討が必要となること、また、ICTツールの効果的な導入に当たっての専門的な知見が必要となること、さらには、申請書など紙の書類の電子データへの変換といった作業の効率化を進めていくことなどが必要であります。

道といたしましては、こうした課題も踏まえながら、引き続き、業務プロセスの見直しを効果的、効率的に推し進め、職員が道民サービスの提供や政策立案といった、いわゆるコア業務に集中できる環境づくりに取り組んでまいります。

○板谷よしひさ委員 業務プロセスの見直しには、生成AIの活用も有効な手段と考えます。

道では、新たなICTツールとして、今年6月に生成AIの利用を認めたと認識しておりますが、これまでの利用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 情報基盤担当課長長田尚人君。

○長田情報基盤担当課長 生成AIの利用状況についてでございますが、生成AIは、急速に発展を続けている技術であり、今後、あらゆる業務分野で利用される基本的なツールとして、道の業務の進め方を変革する可能性があるものと認識してございます。

このため、道では、道の様々な業務で活用が図られるよう、本年6月に生成AIサービスの利用を開始したところでございまして、研修の実施などにより職員の理解の向上を図りながら、有効な活用方法などについて積極的に周知を行い、生成AIの利用拡大に努めてきたところでございます。

【第1分科会 12月9日 第4号】

これまで、約1000名の職員が利用登録を行い、業務に関連した情報の検索はもとより、挨拶文や資料の構成案の作成といったアイデア出し、簡易プログラムの作成といった業務に活用されております。

○板谷よしひさ委員 これまで多くの職員が生成A Iを利用したとのことですが、こうした取組を通じて、どのような課題が明らかになったのかお伺いするとともに、今後、業務の効率化に向け、生成A Iの活用にとどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

○高見イノベーション推進局長 生成A Iの今後の活用についてでございますが、生成A Iの活用の可能性を踏まえ、現在の生成A Iサービスの利用に加えて、道の業務特性を踏まえ、より効果的な活用を図り、業務改革につなげていくことが重要であります。

このたび、道では、本年8月まで、民間企業と連携し、そうした活用を図る際の課題の把握を行う試験的な利用を行ってきたところでありまして、この結果として、法令や通達などのデータを生成A Iに入力することにより、業務の質や効率性の向上につながるという声が寄せられた一方で、生成A Iに入力する内容によって回答の正確性が大きく変わるほか、回答内容の精度を高める作業が継続的に必要となるという課題も確認されております。

現在、生成A Iサービスは日進月歩で様々なシステムが開発されている状況にあり、道といたしましては、そうした動向やこのたびの試験利用で確認された課題を踏まえながら、導入の効果、必要な経費なども含め、道における最適な活用方法について、引き続き検討を深めてまいります。

○板谷よしひさ委員 コロナ臨時交付金等の国庫返納事案の発生を受けて、再発防止策として、業務のマニュアル化の推進など、ヒューマンエラーを抑制する仕組みや職員がコア業務に集中できる環境づくりについて検討するとのことですが、こうした対策にもデジタル技術の活用は極めて重要と考えます。

道は、デジタル技術を活用して、今後どのように業務改革を行っていくのか、お伺いいたします。

○天野総務部イノベーション推進監 業務の改革に向けた今後の取組についてでございますが、道では、これまで、スマート道庁の取組としてデジタル環境の整備を図りながら業務の効率化を進めるとともに、電子契約の導入など道民サービスの向上に取り組んできたところでございます。

道民ニーズが多様化、複雑化し、行政に求められる役割が大きくなる中、急速に進んでいる人口減少やデジタル化の流れを踏まえると、これまで以上に効果的、効率的にスマート道庁の取組を進め、職員の能力を最大限発揮できる環境をつくっていくことが必要でございます。

このためには、デジタル技術を最大限活用しながら業務改革を進めていくことが何より重要でありまして、ICTツールの活用や業務プロセスの見直し、さらには生成A Iの活用など、これまで行ってきた取組のさらなる推進を図り、職員が働きやすい環境づくりを進めてまいります。

○板谷よしひさ委員 次に、ファシリティマネジメント推進方針の見直しについてになります。

さきの第3回定例道議会における我が会派同僚議員からの質問に対し、知事から、社会情勢の変化に的確に対応していくため、ファシリティマネジメント推進方針の見直しに向けて検討を進める旨の答弁がありました。道では、見直しに向けた検討を進めているとのことですが、その方向性について、以下、何点かお伺いいたします。

道では、既存建築物の有効活用を図る観点から長寿命化改修に取り組んでいるものと聞いておりますが、11月25日に総合政策委員会に報告されたインフラ長寿命化計画の素案によると、整備から50年を経過する庁舎等の割合は現在22%ですが、10年後には44%に達することが見込まれるなど、老朽化が懸念されております。

また、施設管理に係る技術職員数の減少や道内建築業の担い手不足も深刻になっており、道では、道有建築物の現状と課題についてどのように認識しており、今後どのような方向で検討していくのか、お伺いいたします。

○内田尊之委員長 財産企画担当課長工藤一祥君。

○工藤財産企画担当課長 道有建築物の現状などについてでございますが、道が所有する建築物は、車庫や物置など附属する建物を含めると約1万7000棟に上り、建築年度に鑑みると、今後、法定耐用年数を迎える建築物の増加が見込まれるところでございます。

こうした中、多くの建築物を適切に管理し、業務に必要な機能の充実を図っていくためには、近年の人件費や建築資材の高騰に伴うコストの増嵩、道内建設業の担い手不足など、社会情勢の変化を踏まえた対応が必要でございます。

道財政は今後も厳しい状況が続く見通しにあり、既存の建築物について、機能の充実を図りながらできるだけ長く使用することを基本としつつ、集約化や複合化、民間施設への移転を進めるなど、管理する施設数の最適化に向けた取組が必要と認識してございます。

○板谷よしひさ委員 現行方針では、既存建築物の有効活用を図る観点から、税法上の耐用年数以上の使用に努めることとし、長寿命化診断の結果、耐用年数からおおむね20年以上の使用が可能な建築物については、必要な改修を実施することになっていると聞いております。

今後、耐用年数から20年を経過する建築物も増加してくるものと考えますが、道としてどのように対応するのか、考えをお伺いいたします。

○工藤財産企画担当課長 建築物の長期の使用についてでございますが、道では、これまで、税法上の耐用年数を迎えた建築物のうち、その後もおおむね20年以上の使用が可能なものにつきましては、必要な改修を行いながら、引き続き使用することとしております。

これらの建築物につきましては、今後、耐用年数から20年を迎えるものも増加してくることから、そうした状況を踏まえまして、庁舎等として求められる安全性や機能性の確保を前提といたしまして、さらなる使用も含めた対応について検討する必要があると考えております。

○板谷よしひさ委員 道有建築物を適切な状態で管理していくためには、建築物の長寿命化に向けた改修に加え、移転集約に伴う解体や整備を計画的に進めていく必要があると考えますが、厳しい道財政の状況に加え、道の技術職員の減少や道内建設業の人手不足の現状を踏まえると、道

【第1分科会 12月9日 第4号】

が想定するとおりに対応できるか、疑問が残ります。

老朽化の進行などに伴い、工事件数の増加も見込まれる中、道としてどう対応していくのか、考えをお伺いいたします。

○内田尊之委員長 財産担当局長渡辺厚義君。

○渡辺財産担当局長 建築物の適切な管理についてでございますが、道が所有する建築物につきましては、定期的な点検の実施とその結果に基づく修繕や、設備等の耐用年数を踏まえた改修を適切に行うとともに、改築や解体についても計画的に進めていくことが必要でございます。

施設管理に係る道の技術職員の減少や道内建設業の人材確保が厳しい状況にある中、老朽化に伴い、今後、増加が見込まれる改修等の工事を着実に進めていくためには、必要な予算の確保に努めることはもとより、改修等に係る業務の効率化、省力化など業務プロセスの見直しを行うとともに、外部委託も含めた民間活力の活用などについても検討を進める必要があると考えております。

○板谷よしひさ委員 現行方針においては、各施設の管理者が新築、増築、改築、移転集約といった適切な整備手法について検討の上、施設整備計画書を作成し、全庁的な調整を行うこととしておりますが、各施設管理者は、他の施設の状況を把握する立場になく、また、施設所在地の自治体との調整も必要なことから、整備に時間を要しているものと考えます。

人件費や建築資材の高騰が進む中、必要な整備を迅速かつ計画的に進める上でも、事務の流れを見直す必要があると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○渡辺財産担当局長 整備手法の検討についてでございますが、庁舎等の用途廃止などに伴います新増築や移転集約など整備手法につきましては、現在、施設管理者がその検討を行うこととしているところでございます。

一方で、そうした検討に当たりましては、当該地域における道有施設の状況を踏まえながら、地域のまちづくりとの調和を図り、国や自治体、民間施設の活用なども含めた多角的な検討や関係機関との調整が必要でございます。

また、これらにつきましては、施設の劣化や経費の増嵩などを踏まえますと、速やかな対応も必要となりますことから、今後、施設管理者と関係部局が一体となり、全庁的な視点で迅速な検討が行うことができるよう見直しを進めてまいります。

○板谷よしひさ委員 現行方針の下、施設整備に係る全庁的な整備を行うための検討会が設置され、修繕予算の集約化が図られてきたものと聞いておりますが、ファシリティマネジメント推進方針を所管しているのは総務部財産課、個別施設の整備手法を検討するのは各施設管理者、改修や修繕の必要性、妥当性を判断するのは建設部建築保全課となっております。

老朽化等により増加が見込まれる改修等のニーズに的確に対応していくためには、各業務を横断的な視点で効果的に進められるよう、庁内の連携を一層強化すべきと考えますが、今後どのように対応するのか、お伺いいたします。

○天野総務部イノベーション推進監 今後の対応についてでございますが、道では、ファシリテ

イマネジメント推進方針に基づき、建築物の適切な維持管理が図られるよう、長寿命化改修など既存ストックの有効活用に努めているところでございます。

今後、老朽化した建築物の増加が見込まれる中、施設の保全や改修等の整備を適切に進めていくためには、限られた財源や人的資源の下、人件費や建築資材の高騰、技術職員の減少、さらには、働き方改革を踏まえた執務環境の改善といった社会情勢の変化に的確に対応していくことが必要でございます。

このため、道といたしましては、現行方針の改定に向けて、整備手法の検討を含めた既存の業務プロセスについて全庁的見地から見直しを図るとともに、それらを効果的に進めるための庁内連携についてさらなる強化を検討してまいります。

**○板谷よしひさ委員** 次に、庁舎のセキュリティ確保についてになります。

初めに、職員の執務環境についてですが、道の庁舎は、いずれも自由に出入りが可能となっており、セキュリティ確保の観点から改善の余地があると考えます。

道庁本庁舎には、各市町村や関係団体との打合せや会議、各種申請・手続などのため来庁される方々のほか、金融機関や食堂を利用するため、多くの方々が来庁している状況にありますが、道では、来庁者数及び来庁目的等の現状をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

**○工藤財産企画担当課長** 本庁舎への来庁者数などについてでございますが、昨年7月に本庁舎1階ロビーにおきまして目視による調査を実施しましたところ、1日の平均の来庁者は約1500人だったところでございます。

また、来庁の目的につきまして、約400名の方から聞き取った結果、道の各部局との打合せなどで来庁された方が約5割、金融機関や郵便局、食堂などを利用する目的の方が約4割であったところでございます。

**○板谷よしひさ委員** 国の省庁では、庁舎内のセキュリティ強化のため、各出入口にセキュリティゲートが設置されており、道議会においても、新庁舎への移転に合わせてセキュリティゲートを導入し、一般開放するエリアと議員控室等とを区分しております。

また、民間のオフィスビルにおいても、セキュリティ対策を講じることが一般的となっておりますが、道の庁舎等においては、特段の手続なく、どなたでも自由に入庁できる状態となっております。

職員の安全確保や情報管理の観点から課題はないのか、認識をお伺いいたします。

**○工藤財産企画担当課長** 庁舎等の状況についてでございますが、多くの執務室におきまして、執務スペースと来客対応スペースが分かれておらず、来庁者の方々が執務室まで自由に出入り可能な状況となっておりますが、職員が安全に安心して執務に専念できる環境の確保や、個人情報なども含まれる行政情報の適切な管理の観点から、改善すべき点があるものと認識してございます。

**○板谷よしひさ委員** 庁舎のセキュリティ確保とともに、来庁される方々の利便性の確保についても検討する必要があると考えます。

【第1分科会 12月9日 第4号】

現在、1階に案内窓口がありますが、各課の場所や電話番号の案内が主となっており、セキュリティー確保や利便性の確保の観点から必要な役割を担っているのか、疑問であります。各フロアにおいても、課の位置、入り口などが分かりにくい上に、目的の課にたどり着いても、誰に話しかければよいのか、ちゅうちょするような状況となっております。

セキュリティーを確保しつつ、道庁を訪れる市町村や関係団体、道民の方々にとって利用しやすい庁舎となるよう、窓口機能の充実など利便性の確保について検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

**○工藤財産企画担当課長** 利便性の確保についてでございますが、行政庁舎は、公務の円滑な遂行を図るため、職員が働きやすい環境の確保に加え、来庁される方々にとりまして利用しやすい環境を確保することが重要でございます。

このため、本庁舎の入り口や各フロアにおける案内表示や、執務室内における窓口機能などにつきまして、来庁者の方々の視点に立った検討が必要と認識してございます。

**○板谷よしひさ委員** 昨今の社会情勢を考慮すると、来庁者の動線分離や受付業務の強化など、セキュリティー確保に向けた対策について検討を進める必要があると考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

**○天野総務部イノベーション推進監** 今後の対応についてでございますが、道では、庁舎等における秩序の維持を図るため、これまで庁舎等管理規則を定め、その適切な運用に努めてきたところでございます。

こうした中、職員が安全に働くことができる環境の整備や行政情報の管理の強化が求められるなど、行政を取り巻く環境が大きく変化をしております。道といたしましては、こうした変化を踏まえ、国や他自治体における取組なども参考としながら、庁舎のセキュリティーについて不断に見直していく必要があると考えてございます。

また、開かれた庁舎として、来庁される方々にとって利用しやすい環境を整備することも必要でありますことから、庁舎のセキュリティーの確保と来庁者の利便性の向上の両立に向け、今後、必要な対応について検討してまいります。

**○板谷よしひさ委員** 最近、官公庁などを狙ったテロ行為が目立っており、道庁においても、時代の変化に即したセキュリティー確保対策が求められておりますが、明確な答弁がありませんでした。この点については、改めて知事の認識等をお伺いしたいので、委員長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

最後に、歴史的建造物に関する記録の保存についてになります。

先月、知事公館・近代美術館エリア活用構想素案が示されました。

このエリアから赤れんが庁舎に至る一帯は、歴史的建造物や豊かな緑が残され、建物と景観が醸し出す歴史的な雰囲気を感じる場所であります。有形文化財として登録され、我々道民の貴重な財産である知事公館は、毎年度、必要な補修、修繕が行われておりますが、構想素案では、文化財として適切に保存するため、大規模改修に取り組む方向性が示され、また、同エリアにある

近代美術館については、改修・増築案が示されました。こうした歴史的、景観的に価値のある建造物本体を保存していくことも重要ですが、一方、建造物が解体、消失した場合にも、その形状や空間の記録が保存されていることも歴史を振り返る上で重要と考えます。そこで、以下、何点かお伺いたします。

知事公館は、昭和11年に建設され、平成11年には有形文化財に登録された建物とのことですが、現在、図面等の記録はどのようなものが残されているのか、また、今後どのように建物の状況を把握し、大規模改修を進めていくのか、お伺いたします。

○内田尊之委員長 財産課長奈良華織君。

○奈良財産課長 知事公館の改修等についてでございますが、知事公館は、昭和11年に三井合名会社により三井別邸新館として建築された古い建物でありますため、設計図などの建築図面は残されていない状況でございます。

このため、大規模改修に当たりましては、建物の現況調査を行い、その結果に基づき、詳細な建築図面を作成しました上で、文化財の保存、修理に係る専門家の御意見を伺いながら、改修内容について検討を行う考えでございます。

○板谷よしひさ委員 次に、居住区域にある前知事公邸等の公邸、宿舎については解体するという方向性が示されておりますが、どのような経緯で解体を決めたのか、お伺いたします。

○奈良財産課長 知事公邸等の取扱いについてでございますが、居住区域内の公邸、宿舎は、老朽化が著しく、今後、長期的に使用していくためには多額の工事費が見込まれるところでございます。

これらの建物は、文化財等に位置づけされておらず、今後、活用する見込みもございませんことから、解体に向けて取り組むこととしたところでございます。

○板谷よしひさ委員 居住区域にある公邸、宿舎については、安全性や景観上の観点から解体する必要との答弁であります。解体自体に異論はありませんが、苫小牧市では、市民ホールの建て替えを進める上で、解体される現市民ホールを3次元デジタルアーカイブという技術を活用し、データとして記録の上、新しい市民ホールで公開する事業に取り組んでおります。

解体を予定している居住区域にある前知事公邸や、知事公邸に隣接する知事公邸附属建物である元知事公邸は、田中敏文知事をはじめ、計7人の北海道知事が住んできた、このエリアの歴史を紡いできた建造物であり、歴史的資料として保存していくことは重要と考えますが、認識をお伺いたします。

また、登録有形文化財である知事公館は、道民共通の財産であり、北海道の歴史や文化を伝える建造物です。この歴史的建造物をデジタルアーカイブにて保存することは、有事の際における建造物の再建への活用や、観光コンテンツとしての活用などにも有効と考えますが、道として、どのように知事公館の記録の保存に取り組むのか、お伺いをいたします。

○渡辺財産担当局長 知事公館などに関する記録についてでございますが、道では、本道の発展とともに積み重ねられてきた知事公館の歴史的価値を踏まえ、エリアを訪れる方々が本道の歴史

に触れられる場所として、パネルや写真、関連資料の展示の充実に取り組むこととしたところがございます。

そうした展示の充実を図る中で、前知事公邸などにつきましては、建築年度や使用期間、場所などの基本的な情報に加えまして、画像などのデータを用いた効果的な展示について検討をしております。

また、知事公館につきましても、大規模改修の状況や設計図など、建築図面の展示について検討するとともに、資料の長期保存などの観点から、デジタル技術を活用した記録の保存につきましても検討をしております。

**○板谷よしひさ委員** 今回、知事公館を例に挙げて質問させていただきましたが、道が所管する他の歴史的建造物についても同様に記録の保存が必要と考えます。

北海道 Society 5.0にもあるように、3次元デジタルアーカイブは、ICTに含まれる未来技術であり、これを活用することで歴史的建造物に関する記録を残すことは、道民の財産を後世まで引き継ぐことになると考えます。

この未来技術の活用についてしっかりと検討していただくことを要望し、私の質問を終わります。

**○内田尊之委員長** 板谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

中川浩利君。

**○中川浩利委員** それでは、北海道宿泊税条例について、数点伺ってまいります。

まず、第3回定例会で素案が示されて以降、この税条例に関する理解が、現状、どの程度進んでいると考えているのか、所見を伺います。

あわせて、総務部として考える課題、今後の理解促進の取組についても伺います。

**○内田尊之委員長** 税務課長赤坂誠司君。

**○赤坂税務課長** 宿泊税条例案についてであります。道では、これまで、道内各地域において様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、有識者懇談会や各地域で開催してきた市町村や事業者向けの地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートやパブリックコメント、道内経済団体との意見交換を通じて頂いた様々な御意見を踏まえ、現在の条例案に至ったものでございます。

道としましては、条例が成立しましたら、法定外目的税の新設について総務大臣と協議し、同意をいただく必要がありますことから、成立後、速やかに総務省への協議を進める考えであります。

道としましては、円滑な条例の施行や事業者の事務負担の軽減が課題であると認識しておりまして、宿泊税を既に導入している倶知安町やニセコ町をはじめ、同様に宿泊税の検討を進めている約20市町村と徴収事務の取扱いなどについて調整を進めてまいります。

また、宿泊税を徴収していただく宿泊事業者の皆様に対しましては、簡素な税制度といった観

点を踏まえながら具体的な事務手続などについて検討し、施行までの準備期間に説明会を通じて内容をお示しできるような作業を進めるとともに、道民の皆様をはじめとする納税義務者となる宿泊者の方々には、道のホームページやSNSなど幅広い手法により広報を実施し、税制度の周知を図るとともに、制度の理解を深めていただくため、リーフレットなどを用いた丁寧な説明に努めてまいります。

○中川浩利委員 今、ニセコ町の名前が出ましたけれども、一昨日の報道によりますと、税に関する再協議を求める考えを示したというふうにございました。

ニセコ町の課題意識と協議を求めるとする内容、あるいは、町に対する道の今後の対応を伺います。

○赤坂税務課長 宿泊税条例案についてであります。道では、倶知安町とは事業者の負担軽減に向けて協議を進めているところでありますが、ニセコ町からも、課税免除の取扱いなどについて先行自治体の実情が考慮されていないとの指摘があるものと認識してございます。

道としましては、効果・効率的な事務運営や特別徴収義務者の徴収事務の負担軽減が重要と考えており、ニセコ町はもとより、他の関係市町村に対しても引き続き意見交換を行い、事業者の負担軽減などについて丁寧に調整を進めていくこととしております。

○中川浩利委員 来年4月から赤井川村もということで、先行するところがありますので、そこら辺とはしっかり調整していただきたいというふうに思います。

次に、知事は、先般の一般質問への答弁で、倶知安町が主張するような、道の制度として段階的定額制と定率性の併存が困難な理由として、道の地方税法の解釈に照らすとという枕言葉で述べています。

道のと、あえて前提をつけているのは、別の主体が別の解釈をすることも可能であると暗に示しているように私には聞こえるのですが、例えば、倶知安町の地方税法の解釈に照らすと、二つの方式の併存も可能という理解も論理的に成り立つのでしょうか。もしそうであるのであれば、道の解釈では税制度に係る問題を解消できないとの道の説明は、北海道における宿泊税のパイオニアであるという自負をお持ちの倶知安町の側からすれば、道の一方的な解釈の押しつけと聞こえても仕方がないように思えるわけであります。

そこで、地方税法の解釈に関する道の認識、また、総務省や倶知安町の解釈を伺うとともに、仮にその解釈におのおの、そごがあったのであれば、関係者間でどのように調整、共有を図ってきたのか、併せて伺います。

○赤坂税務課長 地方税の解釈についてであります。倶知安町内において、道税を定率制とする税制度につきましても、道の段階的定額制を前提としますと、他の地域との公平性の確保などの観点から制度設計上の課題があると考え、町内において道税の完全な定率制の導入は困難と判断したところであります。

また、法に基づいた総務省協議は、条例が成立した後になります。事前に相談している中で、総務省からは、道と市町村が調和の取れた制度としていただくことが一番、引き続き市町村

【第1分科会 12月9日 第4号】

と道とで協議を進めてほしいといった回答があったところでございます。

一方、倶知安町としましては、異なる課税方式により徴収を行うことは、納税者及び特別徴収義務者に負担がかかり、他の地域と比べ著しく不公平になるとの考えから、御納得はいただけなかったものの、町とは、事業者の方々の負担軽減が重要であるとの認識は共有したところがございます。

道としましては、課題の解決に向け、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を真摯に検討し、努力を重ね、こうした取組を通じ、道議会はもとより、道民の皆様や市町村、事業者の方々にも広く御理解を得られるよう説明と取組を尽くしてまいります。

○中川浩利委員 よく分からないことが2点ありますので、伺います。

総務省が言っている、道と市町村が調和の取れた制度としていただくのが一番ということの、その調和というものが一体何を意味しているのか、所見を伺います。

また、倶知安町との課題の解決に向け、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を真摯に検討しということは、負担軽減策だけではなくて、税率等も対象と受け取ってよいのか、確認をいたします。

○内田尊之委員長 財政局長藤原啓裕君。

○藤原財政局長 総務省の回答に対する認識等についてでございますが、総務省からは、できれば道と市町村が調和の取れた制度としていただくことが一番といった回答があったことについて、倶知安町や他市町村の調整については、その解決に向けてしっかりと議論し、制度を調整していくようにとの内容であったものと受け止めております。

道といたしましては、効果・効率的な事務運営や特別徴収義務者の徴収事務の負担軽減の観点が必要と考えておきまして、総務省との協議を進めるに当たり、倶知安町との負担軽減に向けた対話はもとより、税制度全体の包括的な議論についても、どのような措置が適切か、様々な手法で解決策を検討してまいります。

○中川浩利委員 まだなかなか明確ではありませんけれども、検討するのはいいのですが、時間が極めて限られているということは言うておきたいというふうに思います。

次に、代表格質問で、知事は、道が本定例会での条例提案を見送れば、同時期に宿泊税の検討を進めている道内の約20市町村の導入日程に影響が出ることへの懸念があるため、倶知安町とは合意できていない中での条例提案に踏み切った旨の答弁をされております。

そこで、総務省との協議には具体的にどの程度の期間を要すると想定しており、道が令和8年4月の導入を目指すということであれば、今後どのようなスケジュールとなるのか、伺います。

また、総務大臣の同意に当たり、仮に現在のまま倶知安町が制度導入に異を唱えているとしても同意を得られると考えているのか、他の都府県ではそうした全市町村の意見の一致を見ないまま制度が導入された例があったのか、確認をいたします。

○赤坂税務課長 宿泊税の導入スケジュール等についてであります。道では、地域説明会などにおいて、宿泊事業者から、システム改修など事業者側の負担軽減のため、道と市町村の導入時

期を合わせてほしいといった御意見を多くいただいたことなどを踏まえ、導入予定時期についても市町村と協議を行い、共通の目標として、早ければ令和8年4月からの導入を目指しております。

法定外目的税の新設に係る総務大臣の同意に係る標準処理基準はおおむね3か月とされており、条例の成立後、総務省への協議を速やかに行うとともに、施行までの準備期間に、市町村や宿泊事業者の皆様説明会を通じて具体的な事務手続などをお示しできるような作業を進めていく考えでございます。

また、法定外目的税の新設等に当たり、総務大臣は、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らして適当でないことのいずれかがあると認める場合を除き、同意しなければならないとされているところでございます。

なお、都府県と市町村が共に宿泊税を導入している事例は、福岡県、福岡市及び北九州市のみでございますが、その3者は、それぞれの条例案に合意した上で、同日、総務大臣の同意を得ているところでございます。

**○中川浩利委員** 次に、少し議論の方向を変えてまいりますけれども、北海道宿泊税条例案第23条に、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるというふうになっております。

その規則についても、今後どのように定めていくつもりなのか、お伺いいたします。

**○赤坂税務課長** 条例施行規則についてであります。施行規則では、条例案において、規則で定めるとした事項や、宿泊事業者が行うべき具体的な手続等について規定する必要がありますことから、関係市町村や宿泊事業者の準備に要する期間や制度の周知に要する期間などを十分確保することを考慮し、施行規則の内容について検討作業を進めているところであり、法定外目的税の新設に係る総務大臣の同意後、速やかに施行規則を制定してまいります。

**○中川浩利委員** 同意後、速やかということでもありますけれども、そこら辺の見通しを早めに示していただきたいということは言っておきます。

次に、課税免除が第4条に定められておりますが、ここに定めがない場合における課税免除について、例えば、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊に係る宿泊税の取扱い等、これまで説明を受けた記憶が私にはございませんけれども、そうした表に見えない課税免除の考え方をどのように整理されているのか、所見を伺います。

**○赤坂税務課長** 条例案に定めのない課税免除についてであります。宿泊税に係る課税免除は、条例案に規定する修学旅行等に参加する者のほか、条例上定めのない外国大使等の任務遂行に伴う宿泊についても、ウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととなります。

なお、ウィーン条約に基づく免除であるため、先行自治体と同様に、条例には規定せず、宿泊事業者向けの手引等に記載することとしていますが、ほかに、ウィーン条約同様に条例の規定なしに宿泊税が免除となる条約はないものと考えております。

【第1分科会 12月9日 第4号】

いずれにしましても、宿泊事業者が宿泊税を徴収する際に混乱が生じることのないよう、適切な制度の周知に努めてまいります。

○中川浩利委員 こういったことも、事前に議会側にしっかり説明しておくべきだったというふうに私は思います。

次に、僅かな可能性の確認をいたしますけれども、例えば、5000円の食事を注文したら宿泊料は無料というプランがあった場合、これは宿泊税の課税対象となるのかならないのか、所見を伺います。

○赤坂税務課長 宿泊料金についてであります。道の宿泊税は、宿泊目的や滞在期間にかかわらず、税の原則である公平性の観点を踏まえ、全ての宿泊行為に課税することとしたものであり、宿泊行為がある場合においてはその対価が発生するものと考えており、宿泊料金が発生しない事例は想定していないところであります。

こうした宿泊料金に関する具体的な取扱いについては、宿泊事業者向けの手引などにより示すこととしており、宿泊事業者が宿泊税を徴収する際に混乱が生じることのないよう努めてまいります。

○中川浩利委員 ちょっと答えになっていないと思うのですよね。

条例だと、納税義務者等は、宿泊行為じゃなくて、「宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。」というふうに明確に記載しております。

再度聞きますけれども、要するに、無料でも、これは2万円以下ということですから100円の税が発生するという整理でいいのですか、確認します。

○赤坂税務課長 宿泊料金についてであります。道においては、宿泊行為がある場合にはその対価が発生することを前提に、食事代金など宿泊とは異なるサービス提供に関する料金や、消費税、地方消費税などは宿泊料金に含まない取扱いを示す考えでございますが、先行自治体である福岡県におきましては、宿泊税の課税対象となる宿泊は、宿泊料金を伴うものとしている事例なども参考に、宿泊料金に関する具体的な取扱いについて宿泊事業者向けの手引などにより示してまいります。

○中川浩利委員 今後、示すということでありまして、それでは、今、例示された福岡県では、この事例において税が取られるのですか、取られないのですか。

○赤坂税務課長 宿泊料金についてでございますが、福岡県の取扱いにつきましては、宿泊料金が伴わない宿泊については宿泊税を課さないものと承知してございます。

○中川浩利委員 分かりました。

それでは、最後の質問になりますけれども、現時点で明確に異を唱えている倶知安町やニセコ町などとの協議について、今後どのような観点で進め、道としての宿泊税条例案に反映するなど、総務部としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

○藤原財政局長 今後の対応についてでございますが、道では、道内各地域において様々な特徴がある中で、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、有識者懇談会や各地域での市町

村や事業者の方々への地域説明会はもとより、宿泊者の皆様へのアンケートなど、様々な御意見も踏まえ、現在の条例案に至ったものと考えておりまして、本定例会において宿泊税条例案を提案させていただいたところでございます。

道といたしましては、こうした様々な思いが込められた宿泊税を皆様の御協力の下で実現につなげていかなければならないものと考えております。導入に向けまして、倶知安町やニセコ町のほか、関係市町村との協議を引き続き行い、負担軽減などについてどのような措置が適当か、様々な手法で解決策を検討し、倶知安町との協議に関し、道議会の皆様の御理解も得られるよう全力で取り組んでまいります。

○中川浩利委員 るるお答えいただきましたけれども、本件については、知事にも直接そのお考えをお伺いしたいと思っておりますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしく願います。

以上で終わります。

○内田尊之委員長 中川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

赤根広介君。

○赤根広介委員 それでは、通告に従い、初めに地方税についてであります。

北海道宿泊税条例案に関連して、まず、道税に特定市町村のみ定率制を導入することに関する地方税法上の取扱いがどのようになっているのか、伺います。また、この案に対する総務省の見解がどのようになっているのか、併せて伺います。

○内田尊之委員長 税務課長赤坂誠司君。

○赤坂税務課長 法定外税に関する地方税法上の取扱いについてでございますが、法定外税は、地方分権推進の一環として、課税自主権の尊重、住民の受益と負担の関係の明確化、課税の選択の幅の拡大などの観点から、それぞれの自治体において定めることができるとされてございます。

その新設等に当たり、総務大臣は、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らして適当でないことのいずれかがあると認める場合を除き、同意しなければならないとされてございます。

また、法に基づいた協議は、条例が成立した後になりますが、事前に相談している中で、総務省からは、道と市町村が調和の取れた制度としていただくことが一番、引き続き、市町村と道とで協議を進めてほしいという回答があったところでございます。

○赤根広介委員 次に、地方税法第20条の3において、市町村が行う道府県税の賦課徴収についての定めがあります。これによりますと、道が道税の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させる場合、市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意する必要があるとされているわけでありまして。

【第1分科会 12月9日 第4号】

先ほど来もこうした議論があったわけでありますが、仮に倶知安町が同意をしなかった場合、どのような取扱いになるのか、伺います。

**○赤坂税務課長** 市町村が行う道税の賦課徴収についてであります。地方税法第20条の3において、市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意した場合は道府県税の賦課徴収に関する事務を市町村が処理することができるとされており、同意いただけない場合にありましては、道と市町村がそれぞれ賦課徴収事務を行う必要がございますことから、特別徴収義務者である宿泊事業者は、道と市町村それぞれに申告、納入を行うこととなります。

**○赤根広介委員** さきの一般質問におきましても、倶知安町の事業者に対し、負担軽減に向けた検討を徹底して進めるとの答弁があったところでありますが、地方税法の解釈に照らしてどのような負担軽減策が考えられるのか、伺います。

**○赤坂税務課長** 事業者の負担軽減策についてであります。道では、地域説明会などにおいて、宿泊事業者から新たな事務負担への懸念が多く示されたことなどを踏まえ、地方税法の規定に基づく市町村への賦課徴収事務の委任のほか、宿泊料金から除かれる食事代金の考え方など算定ルールの提示、道税と市町村税をまとめて申告できる様式の作成など、徴収事務の簡素化を図るための方策について検討を進めてきたところでございます。

また、倶知安町については、定率制による宿泊税を既に導入しており、道と異なる課税標準に基づく税額の計算が必要となるなど、事業者の事務作業は他地域と比べてより複雑になるといった特別の事情がありますことから、定率制と段階的定額制の税額を算出できる計算ツールの作成、配付や、事業者の負担に応じた補助制度の検討など、さらなる軽減策の検討が必要であると考えておりますが、他の市町村の宿泊事業者についても、徴収事務の負担軽減は重要であることから、道内の事業者を対象とするシステム改修に伴う支援等について検討してまいります。

**○赤根広介委員** 今後、総務省との協議に当たり、先ほども御答弁があったように、基本的には倶知安町の同意というものが必要と考えるわけでありますが、いつまでにどのようなプロセスが必要と考えているのか、伺います。

**○赤坂税務課長** 総務省協議についてであります。道としましては、条例が成立しましたら、法定外目的税の新設について総務大臣と協議し、同意をいただく必要がありますことから、成立後、速やかに総務省への協議を進めたいと考えてございます。

また、円滑な条例の施行に向け、現段階では正式な協議ではありませんが、必要に応じて引き続き総務省に相談していくほか、宿泊税を既に導入している倶知安町やニセコ町をはじめ、同様に宿泊税の検討を進めている約20市町村とも、徴収事務の取扱いや事業者の事務負担の軽減などの調整を徹底して進めてまいります。

**○赤根広介委員** 今後の進め方で1点確認させていただきたいのですけれども、今の答弁でも、条例成立後、速やかに総務省への協議を進めたいという思いを示されたわけでありますが、一方で、引き続き、倶知安町をはじめ、市町村とも同意に向けた調整をするということではございました。

それで、先ほど、福岡市、北九州市の福岡県に関わる宿泊税の事例もお話しされておりましたがけれども、総務省との協議を進めるに当たって、倶知安町などとの同意というものがあつた後に協議を申し込むのか、それともそれは別次元の話としてやりながら協議は先にやるとか、この辺の今後の進め方について確認させてください。

○内田尊之委員長 財政局長藤原啓裕君。

○藤原財政局長 地方税法上では、同意というものは要件にはされておりませんが、これまでの議論の経過を踏まえ、協議をした上で、その部分については、まずはそれに取り組んでいくといったところを優先してやっていきたいというふうに考えております。

○赤根広介委員 それでは、倶知安町をはじめ市町村との同意がなければ、総務省との協議には進まないということで受け止めさせていただきます。いずれにしても、この地方税につきましては、知事に直接お伺いをさせていただきたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、札幌医科大学についてお伺いをしてまいります。

いわゆる札幌大は、本道の医療を支えていく医師の養成確保など重要な役割を担っており、また、地域への医師派遣を通じて本道の地域医療提供体制の確保に積極的に取り組んでおられて、本定例会において中期目標の案というものが示され、年内に策定する見込みとなっていると承知をしております。保健福祉部所管でも、札幌大の果たすべき役割、そういったことについて議論させていただいたところでもあります。

そこで、中期目標の案では、計画的な施設整備を着実に進めるとともに、施設整備の効果を最大限活用し、教育・研究・病院機能の一層の高度化及び充実強化を図るとしているわけですが、現状におきまして、経営面や病院、大学運営などについての課題をまず伺います。

○内田尊之委員長 総務部次長兼行政局長吉川政英君。

○吉川総務部次長兼行政局長 札幌医科大学の中期目標についてでございますが、設置者である道の政策の方向性や社会経済情勢などを踏まえ、次期中期目標において盛り込むべき事項を検討してきたところでございます。

また、検討に当たっては、現場実態等を踏まえるため、新たに地域医療関係者や札幌大の医学部長などからヒアリングを実施したほか、北海道地方独立行政法人評価委員会による札幌大へのヒアリングを実施したところでございます。

こうしたプロセスも踏まえた中で、医薬材料費の高騰などによる経常収支の悪化、人口減少と医師の地域偏在に対する地域医療体制の確保、専門人材の養成など感染症危機への対応のほか、災害医療への対応やコンプライアンスの強化などが課題であると認識しております。

○赤根広介委員 札幌大は、高度先進医療や救急医療の提供、本道の地域医療の確保など、道立の医科系総合大学として、この間、どのような取組を行っているのか、伺います。

○内田尊之委員長 大学法人担当課長窪田善則君。

○窪田大学法人担当課長 札幌医科大学の取組についてでございますが、これまで、札幌医科大学

【第1分科会 12月9日 第4号】

は、医師をはじめとする多くの医療人を育成するとともに、高度先進医療においては、がん医療、再生医療などの最高レベルの医療の提供に努め、救急医療においては、道内唯一の高度救命救急センターとして、生命の危機が生じている最重症救急患者に対する診療を行ってきたところでもあります。

また、本道の地域医療の確保においては、医師、助産師等の派遣機能の強化や地域における医師確保に向けた取組を実施するなど、道立の医科大学として地域医療提供体制の確保に向け、積極的な役割を果たしてきたところでもあります。

**○赤根広介委員** 本道の様々な地域医療の課題に札医大が果たしてきた役割は、今の答弁からも非常に大きいものというふうに思うわけでありまして、いわゆる公立病院ならではの不採算医療の部分にもしっかりと向き合ってきているのだというふうに思うわけでありまして。

そして、引き続き、そういう役割を果たしていくためには、いわゆる設備改修などというものをしっかりとやっていかなければいけないと思うわけでありまして、次期計画期間中に、必要、または予定している設備改修などについて伺います。

**○窪田大学法人担当課長** 設備改修などについてであります。札医大では、施設や土地の適切な管理や効率的、効果的な運用を図るため、3年ごとに施設土地の利活用状況調査を実施し、課題の整理や効果的な利活用について検討しており、札医大において、第4期中期計画期間中における建築設備等の改修箇所及び改修時期について、現在、検討していると承知しております。

**○赤根広介委員** 次に、運営費交付金についてであります。中期目標の中で、管理的経費等の一層の効率的な執行により、前年度比1%縮減と数値目標を設定しているわけでありまして。

運営費交付金はどのような考え方、プロセスを経て決定されているのか、伺います。

**○窪田大学法人担当課長** 運営費交付金についてであります。札医大の運営費交付金では、教育、研究、診療など、大学と附属病院で見込まれる収入と支出の差額について措置することとし、札医大が策定する中期計画において6年間の見通しを示しております。

また、毎年度の交付金額につきましては、中期計画で示した見通しを基本に、物価や人件費の増減などの変動要因を加味した上で、また、コロナ禍における対応などの特別な需要にも適切に対応しながら、予算編成過程において決定しているところでございます。

**○赤根広介委員** 次に、交付金額と札医大の経常損益について、過去5年間の実績及び経常収益に占める運営費交付金の割合の平均を伺います。

また、令和6年度の交付金の予算額についても併せて伺います。

**○窪田大学法人担当課長** 運営費交付金の実績などについてであります。地方独立行政法人法に基づき、札医大から道に提出された収支状況を示す損益計算書における過去5年間の運営費交付金及び経常損益のそれぞれの状況は、令和元年度、交付金65億1073万円、経常損失3億3915万円、令和2年度、交付金69億2765万円、経常利益19億9662万円、令和3年度、交付金62億3395万円、経常利益11億3673万円、令和4年度、交付金68億5550万円、経常利益3億7435万円、令和5年度、交付金77億8228万円、経常損失21億6200万円となっております。

また、経常収益に占める運営費交付金の過去5年間の割合の平均は17.9%であり、令和6年度の交付金予算額は86億4600万円となっております。

○赤根広介委員 今回の御答弁から、いわゆるコロナ禍においては、医療機関では、軒並みそういう傾向でしたが、大幅に利益が上がっているわけであります。令和5年度につきましては、交付金額が、今御答弁いただいた中では過去最大の金額になっている一方で、21億6200万円もの経常損失を出しているわけであります。

この令和5年度について、こうした経常損失が生じた理由について伺います。

○窪田大学法人担当課長 令和5年度の経常損失についてでございますが、札医大では、病院収益について、診療単価を向上させるなど診療収入の確保に取り組んだ一方で、抗がん剤などの高額な医薬品の使用量が増加したことに伴う医薬材料費の増に伴い、診療経費が増となったことでもあります。令和4年度に比べ、新型コロナウイルス感染症関連の補助金等の減により、補助金収益が約22億円の減少となったことが主な要因と考えられます。

○赤根広介委員 医薬材料費の増加については、高度な医療、あるいは重篤な患者の方の治療に当たれば、当然、高額なものを使わなければいけないわけでございますから、これはやむを得ないのかなというふうに思うわけでありますので、こうした厳しい運営について、道としてしっかりサポートをしていく必要があると考えるわけであります。

そこで、札医大にはいわゆる貯金のような財源というものがあるのか、伺います。

○窪田大学法人担当課長 積立金についてでございますが、地方独立行政法人法により、法人は、毎事業年度、利益を生じたときは積立金として整理することとされておりまして、札医大においては、前中期目標期間繰越積立金や、利益剰余金のうち、知事が利益認定した剰余金は目的積立金として積み立てているところでございます。

令和5年度末時点で繰越積立金は20億6400万円、目的積立金は14億5200万円となっておりますが、繰越積立金には、後年度発生する減価償却費や現金を伴わない収入である物品受贈益などが含まれているため、札医大が法人運営に活用できる金額は合計で29億5800万円となっております。

○赤根広介委員 今、数字をお伺いしましても、令和5年度の経常損失が21億6200万円ですので、令和6年度の交付金の予算が86億円ということでありますけれども、また同規模の損失が出れば、当然、こうしたいわゆる積立金というものはもう枯渇をするというのは明らかであります。

こうした点も、しっかりと次の経営計画で見なければいけないというふうに思うわけですが、第4期中に想定される交付金の所要額がどうなっているのか、伺います。

○窪田大学法人担当課長 運営費交付金の所要額についてでございますが、札医大が策定する次期中期計画におきまして、期間中における運営費交付金の見通しを示すため、現在、第4期の6年間の交付金所要額について、道と札医大において協議を行っているところでございます。

○赤根広介委員 まだ現時点では明らかにならないということであります。札医大の資金につい

【第1分科会 12月9日 第4号】

では、私も、この間、北大が大学債を初めて発行したという記事も拝見して、同様の可能性もあるのかなというふうに思ったのですが、やはり、地方独立行政法人法でそうした債券の発行もできないということ、また、長期の借入金も同じように設立団体からのみに限定されているということでもありますから、いずれにしても、いわゆる赤字補填というのは、道から交付金をいただくか、あるいは借入れをするしかないということでもありますので、しっかりとした対応というものをしていく必要があると考えるわけでもあります。

そこで、次に、入学選抜者の在り方についてであります。社会経済情勢等を踏まえ、適宜の見直しを行うとしているわけでありまして、新卒者の国家試験合格率を96%以上としているわけでもあります。こうした考え方の根拠を伺います。

**○窪田大学法人担当課長** 入学者選抜の在り方などについてであります。札幌医大では、地域医療に貢献する優秀な人材を確保するため、入学者受入れ方針、いわゆるアドミッション・ポリシーを定め、社会経済情勢等を踏まえながら入学者選抜の必要な見直しを行ってきているところであり、道としましても、引き続き、能力や意欲等を持った優れた人材を確保する必要があると考えていることから、中期目標において、社会経済情勢等を踏まえ、適宜の見直しを行うこととしているところでございます。

また、質の高い教育を行い、高度で専門的な能力を有し、人間性豊かで地域医療に貢献する強い意志を持った優秀な医療人を育成する成果指標として、新たに新卒者の医師国家試験合格率を設定したところでありまして、目標値については、過去5年の公立医科大学における合格率の平均値を参考として、期間平均96%以上と設定したところでございます。

**○赤根広介委員** 目標値の設定の考え方を伺いました。

平均値の96%以上ということで、何かもっと突き抜けた目標に行くのかなと思ったら、意外と、平均値ということで、目標としてそれが適切かどうかは私は専門家じゃないのでいまいち判断がつかねるところです。

ただ、気をつけなければいけないのは、公立大学として、あまりそこを重視するがために人材育成がおろそかになったり、例えば、受験しても合格する可能性が低いと思われる受験者は試験を受けさせないだとか、そういったことは決してあってはならないと思いますので、必ずしも数値だけではないということで、ぜひ、しっかり運営していただきたいということは指摘をさせていただきます。

今日、様々議論させていただきましたが、今般の中期目標はもとより、その先を見据えた中長期的な視点に立った、例えば、計画的な施設整備や地域医療提供体制の確保、医療人の育成について、札幌医大が社会経済情勢等の変化や道民ニーズに対応し、将来にわたり本道の地域医療に貢献する役割を果たしていけるよう、設置者である道として、どのような姿勢でその役割を果たしていくのか、最後に所見を伺います。

**○吉川総務部次長兼行政局長** 今後の取組についてでございますが、札幌医科大学は、進取の精神と自由闊達な気風、医学・医療の攻究と地域医療への貢献という建学の精神の下、これまで、

医師をはじめとする多くの医療人を育成するとともに、先進医学、保健医療学の研究や高度先進医療の提供、さらには、地域の公的医療機関等へ医師、助産師等を積極的に派遣し、地域医療提供体制の確保に貢献してきており、札医大のこうした取組は、医療関係者の方々からも高く評価されているところでございます。

札医大がこうした役割を適切に果たしていくためには、地域医療提供体制の確保、医療人の育成などの次期中期目標に掲げる取組はもとより、中長期的視点に立った計画的な施設整備が重要でございます。

道といたしましては、今後とも、札医大が社会経済情勢の変化や道民の皆様のニーズに対応し、建学の精神に掲げる本道の地域医療に貢献する役割を果たしていくことができるよう、引き続き、札幌医科大学と意見交換を緊密に行うとともに、必要な支援に努めてまいります。

**○赤根広介委員** 地域医療を支えるためには、医師をはじめとする人材の確保が何より重要というのは言うまでもないわけでありまして。特に人材確保については、例えば、単にお給料を保証すればよいという話だけではなくて、やはり、提供する高度な医療水準はもとより、教育や研究の質、そして、医療設備や研究設備、活動資金の確保など、そこで学びたい、働きたいといった医療機関、大学としての魅力というものが一番大切ではないかと考えるわけでありまして。

今、次長から、中長期的視点に立った計画的な施設整備が重要、さらには、札医大と緊密な意見交換を行って必要な支援に努めるという答弁をいただきましたが、この札医大の問題につきましましては、知事にも直接その考え方を伺いたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、防災・減災対策についてお伺いをしてまいります。

まず、北海道地域防災計画の修正案についてであります。その第1章第3節の「計画推進に当たっての基本となる事項」には、新たに2項が追記されているわけでありまして、今後の対策を進める上でどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

**○内田尊之委員長** 危機対策局長清水章弘君。

**○清水危機対策局長** 計画推進に当たっての考え方などについてでございますが、厳寒期に発生した能登半島地震では、津波被害が発生したことに加え、崖崩れや道路寸断による孤立集落が発生し、応急・復旧対策に困難が見られた一方で、ドローンや衛星通信といった新技術や各種情報共有システムが活用され、災害対応のデジタル化が前進したとの評価もなされているところであります。

こうした能登半島地震の教訓を生かし、激甚化、頻発化する災害に対応していくため、このたびの防災計画修正案では、関係機関等の御意見を踏まえまして、積雪寒冷地の特性や複合災害を考慮する必要があること、災害対応業務のデジタル化を促進する必要があることといった基本的な考え方を加えたところでございます。

道といたしましては、これらを踏まえ、今後、国や市町村、関係機関はもとより、民間企業や災害ボランティア、NPOなど多様な主体との連携を通じて、人材や物資、資機材の確保を図る

【第1分科会 12月9日 第4号】

とともに、ドローン等の新技術の活用や、国の新総合防災情報システムと道の防災情報システムの連携強化などによる防災DXの推進を図り、災害対応の効率化、高度化に取り組んでまいります。

○赤根広介委員 防災対策につきましては、1月に震災が発生して以降、第1回定例会を含めて様々議論させていただきました。今、少しずつそうした議論の方向性が出てきたのかなと思うところでありますが、今日は、特に気になる点を何点か議論していきたいと思えます。

修正案では、食料その他の物資の確保として、市町村は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品などの物資について、例えば、観光地や昼夜間人口が大きく異なる地域は滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮して備蓄すること、こうした事項に留意しながら、おおむね発災から3日目までに必要な数量を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど、物資の調達体制の整備に努めるとしているわけでありませう。

また、修正案では、市町村は、災害避難所を開設する際には、開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとしているわけでありませうが、この点、十分な備えとなっているのか、伺います。

○内田尊之委員長 危機対策課長山崎正人君。

○山崎危機対策課長 段ボールベッド等の備蓄についてでございますが、市町村では、避難所で必要とされるパーティションや段ボールベッド等の備蓄に努めるとともに、市町村間で融通し、確保できるよう、相互の応援協定を締結しているほか、道におきましても、市町村がこれらを調達することが困難な場合に備え、民間事業者等と協定を締結するとともに、振興局や民間倉庫での備蓄を行っております。

こうした中、能登半島地震の教訓を踏まえ、本年6月に修正されました防災基本計画では、市町村は、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等を設置するよう努めることとされ、国では、災害時におきまして、プッシュ型支援によりこれらを被災地に迅速に届けることができるよう、全国を複数のブロックに分け、分散備蓄に取り組むこととしております。

道といたしましても、これらを踏まえ、地域防災計画の修正を行うものでございまして、国の取組に関する情報収集に努め、必要な協力を行いながら、避難所開設当初から良好な環境の確保が図られるよう、引き続き、地域づくり総合交付金を活用した市町村の備蓄に対する支援や、民間事業者等との災害時協定の一層の充実などに取り組んでいく必要があると認識しております。

○赤根広介委員 さきに閣議決定されました国の補正予算では、移動式トイレや、先ほども議論がございましたキッチンカーなどの導入補助が盛り込まれていると承知をしております。

能登半島地震の教訓を踏まえ、被災者の避難生活の基盤となる避難所体制の整備にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○清水危機対策局長 避難所の環境整備についてでございますが、道では、能登半島地震におきまして、避難所での生活環境の悪化に伴い、疲労や持病の悪化などで多くの方々がお亡くなりにな

なったことを踏まえまして、防災計画の修正案において、避難所の環境整備について、段ボールベッド等の開設当初からの設置のほか、トイレカーやキッチンカー等の設置に配慮することを盛り込んだところでございます。

こうした中、国では、発災後、速やかにトイレ等を配備できるような官民連携体制の構築を図るため、今般の経済対策に伴う本年度の補正予算案に、災害時に活用可能な移動型車両の登録制度の創設や、地方公共団体が行う避難所の生活環境整備に必要な資機材の備蓄を支援する交付金を計上したところであります。

道といたしましては、こうした国の取組に関する情報収集に努め、市町村に対し情報提供を行い、地域の実情に応じた交付金の活用を促しますとともに、民間事業者とも連携しながら、防災訓練などを通じ、災害時における移動型車両の活用体制の充実に努めるなど、災害時に被災された方々が安心して過ごせる避難生活の環境整備が図られるよう取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** これから、国でもこうした資機材に対しての実態調査というものを行うようにも聞いております。また、補正予算の財源措置というのものもあるわけでありまして。それから、今年、震災が発生してから、やはり、取組が早い他府県では、すぐ1定の補正予算でこうしたものの購入だとかを県独自で取り組むようなところも見受けられました。それに対して、道の取組が遅いと言うつもりはないのですけれども、やはり、今、こうした新しいメニューが出てきた以上、まさに迅速に措置をしていく必要があるのかなということは指摘をさせていただきます。

次に、孤立地域についてであります。

道内の災害時に孤立するおそれのある集落や地域はどの程度あり、備蓄はもとより、防災対策がどうなっているのか、課題認識と併せて伺います。

**○山崎危機対策課長** 災害時に孤立のおそれがある地域などについてでございますが、平成25年度に内閣府が行った調査によりますと、道内において、大雨や地震等の発生により、陸上や海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難、もしくは不可能となるおそれがある集落は543か所となっております。

道では、地域防災計画におきまして、孤立集落の発生に備え、物資輸送や救出・救助活動などを円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路を指定するとともに、ヘリコプターや船舶等の活用について定めているほか、様々な孤立状況を想定した防災訓練を実施してきているところでございます。

しかしながら、災害時に孤立が想定される集落においては、平時から住民の方々の防災意識を高め、食料や暖房などの家庭内や地域における備蓄の促進や、避難施設における非常用電源や災害時の通信手段の整備を図ることが重要であり、市町村における対策の実施状況の把握に努め、適切な支援を行っていく必要があると認識しております。

**○赤根広介委員** そもそも御答弁いただいた箇所数というのが平成25年度の調査でありまして、もう10年以上前ということで、当時よりも、恐らく、今はこうした孤立に対する認識自体の確度が高くなっていると思います。道路が発達したりというインフラ的な整備はあるかもしれませんが

【第1分科会 12月9日 第4号】

が、一方で、今の状況に照らし合わせた際、この543か所で済むのかどうかというのは、今の地域の取組と併せてしっかり早期にアップデートしていく必要があるということは指摘をさせていただきます。

石川県内では、地震で最大33地区が孤立をしたということでありまして、集落ごとの備蓄や通信サービスの強化も課題でございます。また、静岡県では、孤立集落に物資を運ぶ大型ドローンを配備するなど、対策を講じているところであります。

道では、孤立地域の防災対策にどのように取り組むのか、所見を伺います。

**○清水危機対策局長** 孤立地域の防災対策についてでございますが、能登半島地震では、道路寸断等により孤立集落が発生し、その状況把握や被災者支援などに困難な状況が見られ、様々な対応が行われたところであります。

こうした状況も踏まえまして、道では、防災関係機関と共に防災対策の点検を行い、このたび地域防災計画の修正案を取りまとめ、孤立予想地域の対策といたしまして、地域内における食料や生活必需品の備蓄の充実や非常用電源等の整備を図ることを盛り込みますとともに、8月に実施した防災総合訓練では、孤立地域の発生を想定し、ドローン等を活用した被災状況の把握や物資輸送の訓練のほか、自衛隊の架橋による緊急輸送道路の確保訓練を行ったところでございます。

道といたしましては、今後とも、市町村における孤立予想地域の事前防災の取組状況の把握に努め、適切な支援を行いますとともに、国や市町村、防災関係機関との連携はもとより、民間事業者等の協力も得ながら、ドローン等の災害時に有効とされる新技術を積極的に取り入れた実践的な防災訓練を積み重ねるなど、孤立地域の防災対策の充実強化に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** 次に、広域避難についてであります。

1月に発生をしました能登半島地震では、福祉避難所となる施設の損壊や職員の被災で予定の2割しか開設できずに、避難先の選定が難航し、さらに、別の施設への2次避難について、県の事前の計画がなかったこともあり、受入先が決まるまで約1か月かかった福祉施設もあるというふうに伺っております。

道の地域防災計画の修正案では、道は、広域避難や広域一時滞在について、国が整理する考え方も踏まえながら基本となる手順を定めるものとする、道と市町村は互いに連携し、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図るなどとしているわけでありまして。

そこで、本道における要支援者の広域避難の計画策定などの対応がどうなっているのか、まず伺います。

**○山崎危機対策課長** 要配慮者の広域避難についてでございますが、道の防災計画では、災害時の避難において、市町村は、高齢者や障がい者など配慮を要する方々の状況を把握し、必要に応じて道や隣接市町村等へ応援を要請することとしており、道では、ホテルや旅館等を福祉避難所や2次避難所として活用できるよう、ホテル・旅館業団体との間で災害時協定を締結しておりま

す。

この協定に基づき、ホテルや旅館等への2次避難が行われる場合には、道は、市町村と連携し、避難した要配慮者の方々に対し、生活支援等を行う専門的な知識を有する者など必要な人材の確保及び派遣を行い、支援を行うこととしております。

また、道では、社会福祉施設に入所されている方々の避難が必要となった場合には、道と施設関係団体との間で締結している相互支援協定に基づき、受入れ施設や支援職員の派遣等を調整し、対応することとしております。

**○赤根広介委員** 大規模な広域避難には、本道のように非常に広域的な取組が必要となるわけであり、まさに広域自治体による道の市町村間の調整や連携が不可欠と考えるわけであり、

大規模災害時の実効性のある広域避難などの備えに今後どう取り組むのか、所見を伺います。

**○清水危機対策局長** 広域避難に係る今後の取組についてでございますが、能登半島地震では、特に要配慮者の方々につきまして、旅館等を活用した広域避難が実施されたところでありますが、国の検証レポートでは、避難先のマッチングや移送手段の確保に混乱が見られたことなどが報告され、対応手順の整備が必要との見解が示されたところであります。

道では、広域避難が必要な場合には、道と市町村が締結しております相互応援協定に基づき対応することとし、訓練も実施してきておりますが、能登半島地震の課題を踏まえ、このたびの防災計画修正案におきまして、必要に応じ、道が主体的に市町村間の調整を行うとともに、道と市町村及び運送事業者等で、適切な役割分担の下、対象者の整理や意向の把握、避難先や移送手段の確保及びマッチングを行うことなど、広域避難を行う際の基本的な手順を明示したところでございます。

道といたしましては、今後とも、災害時の広域避難の円滑な実施に向け、関係者間の連携を強化し、実践的な訓練を積み重ねるなどしながら、広域避難体制の充実強化に取り組んでまいります。

**○赤根広介委員** まさに、広大な面積を誇る本道におきまして、災害の状況、あるいは被災の状況に応じて、どういった広域避難が必要になるかというのは、そのときになってみなければ分からない部分というのも多々あると思いますので、柔軟な対応ができるように、実効性の確保というものに訓練などを通じて取り組んでいただきたいということを指摘させていただきます。

次に、情報発信などについてであります。

これも、災害が発生するたびに議論させていただいているところでありますが、こうした災害時に問題となるのが、やはり、迅速かつ正確な情報提供なわけであり、他県では、地震や津波といった災害情報を提供するための防災アプリの運用を開始している事例もあり、日本語や英語など8か国語に対応する、誰でも無料で利用できるアプリもありまして、私も三重県のアプリをインストールしているところであります。

そこで、今、大事なのは、先般の大きな災害とは言えないJR貨物の脱線事故のときでさえ、

【第1分科会 12月9日 第4号】

函館駅でも情報を求める様々な利用者の声などがあつたところでもありますので、道民はもとより、インバウンドを含めた来道者にも、例えば、こうしたアプリを活用してもらうことで災害時にプッシュ型で情報提供するということが可能となり、重要な取組と考えるわけではありますが、この点、道の認識を伺います。

道としても、これからまた今年も大雪となるのではないかというようなことも予報されておりますし、災害自体も本当にいつ起こるか分からないわけでもありますので、早急な導入をするべきだと考えるわけではありますが、改めて所見を伺います。

**○山崎危機対策課長** 防災情報の発信についてでございますが、道では、SNSによる防災情報の発信のほか、インターネット上で北海道防災ポータルを運営し、気象警報や避難所情報、災害時の被害状況等を発信するとともに、配信を希望する防災気象情報の種類や対象地域などを登録いただいた方々に対し、登録内容に応じた情報をメールでお知らせしており、このホームページとメールは、日本語、英語、中国語など14か国語に対応しております。

防災情報の入手手段といたしましてスマートフォンを使う人の割合が増えている中、三重県のように独自にアプリを開発し、提供する自治体もございますが、一方で、インターネットサービス等を運営する大手企業が提供する防災アプリでも、プッシュ型の防災情報の発信はもとより、現在地周辺のハザードマップや避難所などを地図上で確認できたり、非常時の持ち出し品や避難所などを個人の避難計画として登録や確認ができるといった機能を有しておりますことから、住民の方々に対し、このアプリの利用を呼びかけている自治体もあるところでございます。

道といたしましては、今後、効率的、効果的な防災情報の発信の観点から、他都府県や道内市町村の防災アプリの利用状況やその成果、課題などについて調査研究し、適切に対応してまいります。

**○赤根広介委員** 今回の修正案で防災DXを掲げた割には、この辺はちょっとまだまだ弱いのかなと指摘をせざるを得ないわけでもあります。

今般の地域防災計画の修正を踏まえて様々な取組を進めていくということは理解するわけですが、防災対策に終わりはないわけでもあります。本道の防災力のさらなる充実強化に今後どう取り組むのか、所見を伺います。

**○内田尊之委員長** 総務部危機管理監木村敏康君。

**○木村総務部危機管理監** 今後の防災対策についてでございますが、能登半島地域では、今年1月、地震により甚大な被害が発生し、9月には被災地を豪雨が襲い、再び大きな被害が生じたところでありまして、同じく半島を有する本道にとりましても、これまで以上に危機感を持って防災対策に取り組む必要があると認識しております。

このため、道では、能登半島地震の課題等を踏まえ、関係機関と共に防災計画等の点検を進め、集落孤立・寒冷対策、避難所運営、2次避難、応援・受援体制などといった項目ごとに充実強化を図る様々な事項を整理し、地域防災計画の修正案を取りまとめたところであり、今後、防災会議を開催し、計画の修正を決定する予定としております。

道としましては、引き続き、防災計画の修正内容に基づき、今年度中に避難所マニュアル等の修正を行いますとともに、これらを踏まえ、市町村や関係機関、民間企業等と連携し、より実践的な防災訓練や防災教育の実施に努めるほか、国が進めている令和8年度中の防災庁の設置に向けた動きや、避難所の生活環境を改善するための取組などにも注視し、連携を図るなど、本道の地域防災力の一層の充実強化に取り組んでまいります。

以上です。

○赤根広介委員 次に、原子力防災計画編について伺います。

修正案では、早期避難が困難な要配慮者の屋内退避について、新たに2項目を追記されているわけですが、その理由と具体的な取組について伺います。

○内田尊之委員長 原子力安全対策課長片岡英善君。

○片岡原子力安全対策課長 原子力災害時の防護対策についてであります。能登半島地震では原子力災害が発生していないものの、放射線防護施設である建物の損壊等により、施設としての機能が維持できなくなった事案が発生したところでございます。

このため、道では、施設が損壊し、利用不能となった場合に備え、このたびの防災計画修正案におきまして、町村や道の調整により、他の施設や避難所等に移転し、屋内退避を継続する基本的な対応を明示いたしますとともに、今年度の防災訓練におきまして、施設の損壊を想定し、福祉車両を用いて要配慮者を他の施設に移転する訓練を実施し、対応手順を確認したところでございます。

道といたしましては、施設損壊時において適切に対応していただくため、今後とも、施設の管理運用に携わる方々を対象とした研修等を実施するほか、防災訓練を積み重ねるなど、要配慮者の方々が安全に屋内退避できるよう取り組んでまいります。

○赤根広介委員 新たに追加された施設損壊の想定ということですので、引き続きしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、住民のバス避難の関係ですけれども、これも先ほど議論がありましたし、私も、この1年余り議論を重ねてきたところでありますが、これまでの議論を踏まえて、大型免許の取得者数について、国への照会の状況はどうなっているのか、伺います。

○片岡原子力安全対策課長 原子力災害時のバス避難についてであります。住民避難に必要なバスについて、住民避難用バス要請・運行要領に基づき、道の要請により、バス協会が必要なバスを確保することとしておりますが、不測の事態により、確保した輸送能力で対応できない場合などは、「泊地域の緊急時対応」におきまして、自衛隊や道警察など実動組織が支援を行うこととなっております。

道では、実動組織による輸送に関し、自衛隊、道警察、UPZ内3消防組合に改めて大型免許取得者数について確認いたしましたところ、自衛隊及び道警察については、任務遂行上の理由から回答は差し控えるとのことでありました。また、UPZ内の岩内・寿都地方消防組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合からいただいた回答によりますと、合計で250名程度となること

ろでございます。

○赤根広介委員 1年余り議論してきて、ようやく回答は差し控えるとの回答を得たところであり、今の理由からいって、大きな視点でいけば、きっと安全保障上の観点とか、様々あるかと思えますので、それはやむを得ないというふうに理解するわけであります。

ただ、やはり、そうであっても、訓練をしないことには、実効性の確保、本当に機能するのかどうかということが確認できないわけでありますので、人数はさておいて、自衛隊や道警察の皆さんの協力をいただきながら、本当にこれは最悪の最悪の事態の場合だと思えますが、そうしたことを想定した訓練というのをやっていく必要があると私は思うのですが、この点、所見を伺います。

○内田尊之委員長 原子力安全対策担当局長平田健男君。

○平田原子力安全対策担当局長 原子力防災訓練についてであります。道では、これまで、自衛隊や道警察、消防など実動組織の参加を得ながら、車両やヘリコプターなどにより住民避難を行う訓練を実施してきたところでございます。

道といたしましては、関係町村や実動組織とのより緊密な連携の下、複合災害など様々な事態を想定し、より効果的な訓練内容について協議、検討を行いながら、実践的な訓練を積み重ねてまいります。

○赤根広介委員 今、局長から答弁をいただきましたが、恐らく、この実動組織の皆さんが、バスの運転手さんがいないので私たちが運転しますといった避難訓練というのはやったことがないと思えますから、ぜひ、これは一つの事例ですけれども、そうした様々な事態を想定して、これからも実効性の確保に努めていただきたいということは指摘をさせていただきます。

次に、再稼働に関わる関係手続について、何点か伺います。

北海道及び関係町村は、周辺地域住民の健康を守り、生活及び環境の保全を図るため、昭和61年2月に、北海道電力との間で、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」を締結していると承知をしております。

まず、この協定の枠組みの根拠及び決定の経緯について伺います。

○内田尊之委員長 環境安全担当課長松永和解君。

○松永環境安全担当課長 安全協定の決定の経緯等についてでございますが、昭和42年10月に、北海道が泊村を原子力発電所建設予定調査地点の候補地の一つとして選定し、その後、泊村、共和町、岩内町、神恵内村の岩宇4町村長などから成る泊村原子力発電所誘致期成会をはじめとした団体により誘致活動が行われ、昭和44年9月に、道、札幌通産局、北海道電力の3者協議により、共和・泊地区が建設予定地に決定され、昭和59年から建設工事が開始されております。

こうした経緯から、泊発電所における安全協定については、道と4町村において昭和56年5月から、他県の例も参考にしながら検討を進め、北電と協議の上、取りまとめ、昭和61年2月8日に締結したものであります。

○赤根広介委員 私が生まれる前からの経緯まで遡って御答弁をいただきましたが、この設置に

当たっては、法的根拠というものはないという理解でよろしいのでしょうか、確認します。

○松永環境安全担当課長 安全協定の法的根拠ということでの御質問でしたが、安全協定につきましては、法令等の根拠に基づくものではございません。

○赤根広介委員 承知いたしました。

それで、この協定の第2条では、北海道電力は、原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を新增設し、変更し、または廃止をするときは、北海道及び関係町村と協議し、事前に了解を得るものとしているわけであります。

この事前了解とは、どういった場合に必要となるのか、伺います。

○松永環境安全担当課長 事前了解についてでございますが、安全協定の第2条では、北電が原子炉施設及びこれに関連する施設の新增設や変更などを行おうとする場合の手続を定めたものであり、具体的には、原子炉本体や、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設などに係る新增設や変更等を行う場合は、原則、原子力規制委員会の設置変更許可を要するものはその申請に先立って、道及び4町村と協議を行い、了解を得ることとしております。

○赤根広介委員 第2条に照らし、新規制基準の適合に係る原子炉設置変更許可申請時の安全協定の取扱いはどのようになっているのか、その考え方と根拠についても併せて伺います。

○松永環境安全担当課長 設置変更許可申請に係る協定上の取扱いについてでございますが、平成25年7月の新規制基準施行に伴い、福島第一原子力発電所事故を踏まえた国からの指示に基づき、北電が行ってきた安全対策も含め、講じる対応については、設置変更許可の対象とされたことから、北電から道及び4町村に対し、安全協定上の取扱いについて見解が求められております。

これを受けまして、道と4町村において協定上の取扱いについて協議を行い、今回の設置変更許可申請については、福島第一原発事故を踏まえた国の指示に基づく安全対策であること、既に主要な施設の新增設、変更等が実施済み、または実施中であることから、事前の協議、了解という手続にはなじまないと判断し、平成25年6月28日に北電に伝えてございます。

○赤根広介委員 私は、この間も、いわゆる新規制基準の下、その審査に合格した原発については再稼働していくべきだ、その代わり安全対策にはしっかり取り組んでいく必要があるという立場で様々議論をさせていただきました。

泊発電所につきましては、第3回定例会でも議論させていただきましたが、燃料等輸送船に係る方針変更や、再稼働後になるであろう特定重大事故等対処施設の建設など、発電に係る安全性を確保していくことが不可欠と考えるわけであります。

道として、原子力発電の安全性の確保と道民の安全、安心の確保に向けて、原子力防災の一層の充実にどのように取り組むのか、所見を伺います。

○木村総務部危機管理監 泊発電所に係る今後の対応についてでございますが、原発の安全確保は、国の規制責任と事業者の保安責任という基本的な枠組みの中で取り組まれているところでありまして、道では、これまで、道民の皆様の健康と安全を守る立場から、環境モニタリングや立

【第1分科会 12月9日 第4号】

入調査などを行いますとともに、防災訓練の実施など原子力防災対策を推進しているところでございます。

道としましては、原発は安全性が確保されることが大前提でありまして、その追求に終わりはないとの認識の下、北電に対し、引き続き、発電に係る安全対策に万全を期すとともに、講じる安全対策について、道民の皆様等に対し、事業者の責務として説明を尽くすことなどを求めてまいります。

また、近年、能登半島地震をはじめとして、大規模な災害が頻発、激甚化し、複合災害への備えが一層重要となる中、原子力災害時におきまして、計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に実行できるよう、関係自治体や防災関係機関との緊密な連携の下、防災訓練や防災知識の普及啓発に継続的に取り組み、防災対策のより一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○赤根広介委員 防災・減災対策につきましては、喫緊の課題でありまして、国の補正予算、さらには新年度の予算に対してどう対策を講じていくか、知事に直接お伺いをしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

○内田尊之委員長 赤根委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田尊之委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○内田尊之委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、12月3日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、川澄副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時38分閉会